

平成25年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成25年12月17日（火曜日）

議 事 日 程（第2号）

第 1 一般質問

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（19名）

2 番	榎 野 章 君	3 番	田 邊 哲 夫 君
4 番	岩 井 優之介 君	5 番	中 屋 康 君
6 番	津 野 吉 得 君	7 番	山 上 利 嗣 君
8 番	緒 方 正 綱 君	9 番	橋 本 保 君
10 番	堀 本 伸 一 君	11 番	林 健 三 君
12 番	山 岡 義 正 君	13 番	吉 村 アツ子 君
14 番	下 元 真 之 君	15 番	下 元 昇 君
16 番	森 健 吉 君	17 番	酒 井 祥 成 君
18 番	竹 内 常 喜 君	19 番	岡 峯 久 雄 君
20 番	宮 地 章 一 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（0 名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長	左 脇 淳 君	会 計 管 理 者	永 尾 ゆ み 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	企 画 課 長	森 武 士 君
商工観光課長	植 村 有 三 君	管財契約課長	宮 地 正 人 君
税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君

建設課長	佐竹 一夫 君	環境課長	山脇 一生 君
町民課長	柴 久幸 君	健康福祉課長	市川 敏英 君
上下水道課長	高橋 一夫 君	教育委員長	中岡 全 君
教 育 長	宮崎 勲 君	教育次長兼学校教育課長	岡 澄子 君
生涯学習課長	野村 和弘 君	農業委員会会長	林 幸一 君
農業委員会事務局長	西谷 久美 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	下藤 広美 君	産業建設課長	永尾 一雄 君
町民生活課長	津末 和宏 君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡本 順一 君	産業建設課長	仲 治幸 君
町民生活課長	林 久志 君		

~~~~~

事務局職員出席者

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長  | 田辺 卓 君  | 次 長 | 武田 枝里 君 |
| 臨時事務補助員 | 西川 香穂 君 |     |         |

~~~~~

午前9時31分 開議

○議長（宮地章一君） 改めまして皆さん、おはようございます。

ただいまより平成25年第4回四万十町議会定例会第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に18番竹内常喜君から遅刻届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

5番中屋康君の一般質問を許可します。

中屋康君。

○5番（中屋康君） 改めておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、本日最初の登壇ということにさせていただきます。

12月ももう半ばということで、今年も終わりそうになりました。執行部の皆さん始め、各所管の課長始め、年末を控え、あるいは次年度予算に向けて今佳境に入っているということでお察しを申し上げたいと思います。十分体に気を付けて予算編成をしっかりといただきたいとそういう思いでございますが、本日はそういう予算編成のこの時期もありまして、そんなものを拝見しながら、大きくは二点ご質問をさせていただくということであります。

一点目は、水道行政ということで通告を申し上げておりまして、二点目については教育行政ということで順次質問をしていきたいと思っております。

まず、水道行政ということでありますが、先の9月の定例会で決算報告をいただいたわけでありまして。その中で水道関係では上水道の課長から24年決算の話をいただきまして、ほぼ上水道を含む本町の水道の普及率ということが97%ということで、冒頭の普及率に関してのお話がありました。

そういうことでだんだんに話を始めていきたいんですが、まずこの質問を始める前に、課長がよくいわゆる報告をされる水道法上の上水道、あるいは簡易水道、その他の給水施設といったようなことで、本町の37施設がこの中にあるということですが、この区分けというか、恐らく公営企業会計の絡みで分けておるとは思うんですが、まず町民の皆さんも、水道といえば、一くくりでいわゆる感じておられるということで思いますので、この

上水道、水道事業、あるいは簡易水道事業といったところの区別、分け隔て、これをまずご説明をいただいたらと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） そしたら、水道事業の概要をご説明いたしたいと思います。

水道は給水人口等により上水道事業、簡易水道事業、飲料水供給事業等に区分されております。

水道法が適用されます給水人口が5,000人を超えているものが上水道事業、給水人口が101人以上5,000人未満のものが簡易水道事業です。そして、水道法が適用されず給水人口が100人以下のものが飲料水供給施設となっております。このうち上水道事業については地方公営企業法が適用され、これにより運営、経営しなければならないということになっております。

これを本町の区分で言いますと、窪川の街分を中心とする給水区域になっておりますのが上水道事業、これが1か所ございます。町全体に広がっております簡易水道事業が31か所、これは認可上でございまして、実際運転しているのが32か所ということになっております。また、旧大正町や旧十和村にあります飲料水供給施設、これが町の運営している飲料水供給施設でございますが、これが、5か所の水道施設がございまして、この施設により各家庭に給水を行っているというのが現状になっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） ご説明をいただいたんですが、上水道、簡易水道、それからその他の供給施設。窪川の街分が上水道1か所ということで、これは5,000人以上という対象区分ということであります。

この97%という普及率ということで、9月の決算のときにご報告いただいたんですが、97%の数値というのはどんなものかなと思って、私なりに調べてみたんですが、全国の普及率という、いろいろ捉え方があって、統計データの形が幾分違うのかも分かりませんが、全国平均で行きますと97ということですので、本町に至っては全国並ということであるので、これはこれとして進捗状況すごいなと私も感じ取っておりますし、高知県では92.4%、最近の数値だということですが、92.4ということでもあります。

で、この97%の捉え方ではありますが、本町は合併後、各旧町村単位でこの給水事業が

一緒になってという、進めておるわけですが、内訳を見ますと窪川地域は99.66という報告をいただいておりますし、大正地域に至っても99.6ということで、非常に100に近い数字でカバー率がよろしいかなと思っておりますが、いかんせん十和地域はまだ86.87というご報告をいただいております。

ということでもありますので、まだこの十和地域は簡易水道という区域になるわけですが、整備を要するところ、拡張を要するところというのも非常に今からあるというわけでもありますけれども、この100%に向けてという仕事を今からしていただくということになりますと、これから先、取り分け十和地域のこの86.87%のカバー。こういった形で今から進めていくのか、具体的な計画が、多分お作りになっていると思いますので、そのあたりのところをお示し願ったらと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 今後の未普及解消へ向けての工事の進め方ということでございます。

未普及解消に向けての取組でございますが、総合振興計画に基づく建設改良工事により未普及の解消を図っていると同時に、古い施設や近隣の簡易水道同士を、統合の更新を図っているところでございます。具体的に申しますと、現在進行している建設改良工事が、仁井田及び十和簡水の区域拡張や統合事業を行っております。これにより、今までに4地区、約130人の未普及の人口が解消されております。

来年度以降については、十和地区を中心に8地区への区域拡張事業というのは未普及解消に向けての事業でございます。これを行う予定でございます。それを平成28年度までに完了予定ということで進めておりまして、約240人程度の未普及人口の解消を行う予定となっております。この事業が完了すれば、約普及率としまして、99%程度の水道普及率になるのではないかと考えております。

約残りの1%、190人弱というところがどうしても水道未普及事業というところで残ってきます。残念ながら、この地区については費用対効果等、それから地理的条件で水道事業としての解消といえますか、事業としての解消は多分難しい、困難だと考えております。この分については一般行政的なところで手当て等を今後考えていかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○５番（中屋康君） 今からの進捗状況ということでお答えをいただきました。２８年度中には、この十和地域のものもほぼ解消しながら、９９％近くということでお答えをいただきましたので、そういう意味では安心というか、先々、特に十和地域の皆さん、そういうカバーしていただくということで安心をしていただけるかなという思いがあります。

そこで一つ、お話を出すんですが、厚生労働省の所管でありますので、この簡易水道事業の上水道への統合計画というのがございますね。簡易水道というのは一般的に経営基盤が脆弱だということでありまして、それを将来的に、全国的に上水道に統合をしながら経営基盤をしっかりとしたものということと、給水サービスをしっかりと確たるものにしていきたいというのがあります。

いろいろ制約がありまして、これは簡易水道事業統合計画というのを出して、２８年度までは統合計画を進めながら国庫補助をいただけるという、ほぼそういう意味では運用のしやすい事業であるんですが、これについての本町の運用を、いわゆるその計画書を出して、これに基づいてやっておられるのか。それから、これに基づいてやっているということになれば、２８年度に向けてどれぐらいの予算規模をいわゆる獲得をしながら、今言った９９％、いわゆる町単、町のお金を出さない節約ができるかなというところの試算ができているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） お答えします。

先ほど言いました統合計画の件ですけど、ちょっとここについてのいきさつからご説明したいと思います。

一応、今建設改良事業を簡易水道等施設整備費国庫補助というのを受けて、事業を実施しておりますが、この補助については財務省の予算執行調査というのを受けて、平成１９年度に補助要綱の大幅な見直しが行われております。この大きな改正点といたしましては、水道経営者が同一であって、会計維持管理が一般的に行える既存の簡易水道事業が存在する簡易水道については、事業は補助対象としないということになっております。まあ言えば、普通の簡易水道がある市町村は採択要件に乗らないという厳しい見直しがございました。

ただし、暫定措置として、平成２８年度までは、平成２１年度までに他の水道事業と統合、または統合計画書を厚生労働省が認定した場合は補助対象に見ているということになっておりまして、現在四万十町はこの暫定措置について補助要望を行い、採択になってい

るということでございます。

平成19年度に本町も厚生労働省に統合計画書を提出しまして認定されております。認定されておりますので、平成28年度までの暫定措置でございますので、簡易水道事業に関する事業は28年度までに完成するという制約がございまして、29年度以降は先ほど申しました地方公営企業の事業として、四万十町が一つの上水道として法適用の経営をしなければいけないということが大きな変化点といえますか、になってくると思います。

今現在、合併以降平成28年度までに約40億の簡易水道事業費を、また施工して、これから施工する予定でございますが、約その40%は国庫補助として受けておりますが、残りの分については起債等で償還ということになります。

が、平成29年度以降については地方公営企業法の適用ということになってきますので、一般の会計と大きく違うところは、資産に対して減価償却、現金支出はありませんが、これを費用として見なければいけないというところが大きく変わっております。その分やはりどうしても費用が大きくなりますので、今後一般会計からの繰入金、基準等も厳しくなりますので、どれぐらい繰り入れてもらえるか。また、一定足らない分について水道料金のちょっと値上げといえますか、そこら辺も視野に入れて、平成29年度の地方公営企業へ向けて取り組んでいかなければならないというふうには考えております。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 簡易水道事業への、上水のほうへの統合計画というのをお示しをいただきましたので、ほぼ28年度末までにある一定の仕事の仕上げをしながら、29年度からは一企業会計ということに持っていくというお話でありますので、そういった流れで認識をさせていただきたいと思います。

この関係で余り時間を取りますと次の通告の問題に入っていけませんので、大枠今の水道事業の進め方、在り方については承知をいたしましたので、十分この統合事業総合計画の暫定の関係もありますが、認可を受けた以上はしっかり利用をしながら、水道事業を順調に進めていただけたらなという感じでご質問を申し上げたわけであります。

二点目ですが、この水道事業の話になりますと、我々は非常に、普段蛇口をひねると大変おいしい水が出てきておりますので安心をしております。日々の検査体制もしっかりされておるんでしょうし、最近こういう水道絡みのトラブルも余り聞きませんので、しっかり検査をされていると思います。

検査項目もたくさんあると思いますけれども、現状この水質検査、おいしい水の提供、

安心の水の提供といったのが平常どんな形で行われておるのか、町民の皆さんもそのあたりも心配事であろうと思いますし。先般仁井田簡水でいわゆる異臭騒ぎといったこともありましたし、折々私なんかも台風時、大きな水が出ますとやはり地域の皆さんから、いわゆる浄水するあたりが非常に汚濁をして、あんな水できれいに浄化ができていたのかなといったような心配事もたまに報告も受けたりしますので、そういった平生の検査体制、細かくは結構なんですけども、国の基準に照らした段階で、今どれぐらいしっかり検査結果が出ているといったところを簡単にお示し願ったらと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） お答えします。

水質検査の件でございます。水質検査は水道法や同施行規則により水質基準、それから検査項目、検査回数が定められておりまして、これにより本町で水質検査計画を定めて検査を行っております。

具体的に申しますと、毎日行われているものは残留塩素、色、ダクト等の確認を毎日行っております。月に1回行っているものは一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、ダクトの9項目を月に1回行っています。3か月に1回行っているものは、先ほど言いました9項目に消毒生成物、これ、塩素を注入したときにできる生成物でございます。これを加えた23項目行っております。

次に、年に1回行っておりますのは、先ほど言いました23項目に無機物、重金属、一般有機物を加えた、27項目を加えた50項目、これ、年に1回行っております。

以上が水が浄水された後の検査になります。水道の原水については先ほど言いました消毒生成物をのけた40項目について年に1回の調査を行っております。また、これ以外にも水質基準に適合しない恐れがある等の場合は臨時に検査を行うこととしております。

この検査については、毎日検査は町の職員、また臨時職員が行っておりますが、これ以前については専門的な知識、設備等が必要となりますので、水質検査機関として厚生労働省に登録された業者に委託を行っているのが現状でございます。

先ほど言われました仁井田の水質異常でございます。これらも臨時の検査を行いまして、検査項目で行きますと通常やっております50項目のうちの38項目の検査、それから農薬等が89項目の検査等を行いまして、それから臭気等がございましたので、異常が見当たらなかったということで給水開始ということになります。

それから、後ほど一番疑問を持たれました石灰硫黄合剤、この詳細な調査を行いまして、

この成分でほとんど間違いなかろうという成分結果を報告されております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 水質の検査は月に1回、あるいは3か月に1回、それから年に1回という国の基準に照らした項目も実施をされて、しっかりと安全な水をお届けいただいたということであります。水源の水質が良好であれば、その良好であるがゆえの形でありましょうし、やはり水源地がしっかりの状態で確保されるということが大事であろうと思いますので、そういった水源地周辺のチェックなんかも、ひとつまたよろしく願いをしておきたいと思います。

それでは、次に3点目の項目であります。耐震関係の質問をさせていただきます。水道の施設というのは、ライフラインというか、我々にとっては非常に、住民にとっては非常に大切なライフラインの一つでありまして、東南海地震に対する備えといったことも緊急にしなければならない、水道行政のこれからの一つの大きな課題だと思うわけであります。

この水道の耐震状況というのは非常に全国規模でもまだまだ進んでないというような状況にあるようでありますので、本町どうなのかなというようなことで投げかけをするわけですが、高度成長期時代、非常にたくさん水道のパイプ、あるいは浄水場が設置をされたということでありまして、本町の場合もかなりそういった面では老朽化した部分も結構出てきていると思うわけであります。

そういう意味合いで、この耐震化計画、配水管含めて、それから浄水場所も含めて、どのぐらいのいわゆるこれからの耐震計画があるのか、現状はどれぐらいのいわゆる地震、そういったものに、災害に備えられるに耐え得るような状況になっているのか、そこをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） まず耐震化についてでございます。

阪神・淡路大地震を受けて指針等が改正されまして、一番最新の指針が、ちょっとうろ覚えですけど、平成20年ぐらいの指針が一番新しい指針だと思います。考え方としては、レベル1、レベル2というのがございまして、主要な施設がどれぐらい耐用を持つかということでレベル1、2というふうな形で分かれております。全部の施設が震度7等に耐用をするという考え方ではございませんで、各施設の重要度によって、そこらレベル1、レベ

ル2というふうに分かれております。

まず、続いて配管等の耐震率、現況はどうなっているかということを説明したいと思います。

窪川の街分を中心として給水しております上水道については配管延長が49.4kmに対して、耐震管が10.6kmを布設されておまして、耐震率21.46%となっております。簡易水道について配管延長407.4kmに対して、耐震管は現在13.1km布設されておまして、耐震化率が3.2%となっているところでございます。ちなみに、平成23年度の高知県下の耐震化率の平均を申しますと、上水道で9.6、簡易水道で3.3という数字となっております。

先ほど申しました町の耐震化率でございます。

普通耐震化率といいますと、基幹の配水路、口径の大きい配水路で100以上とかいうのを基幹の配水路ということで耐震化率を出しておりますが、町に、本町にはちょっとこの基幹の配水管の延長が押さえ切れておりませんので、総延長に対する耐震化率ということで述べさせてもらっております。

それから、今後の耐震化計画でございますが、耐震化計画は……。

（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午前9時56分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○上下水道課長（高橋一夫君） 今後の耐震化計画でございますが、現在建設改良工事は水道未普及の工事が、統合に向けての建設改良事業を今行っておりますので、なかなか耐震化計画、長寿命化計画までに至っていないというのが現況でございます。

というのは、やはり耐震化計画等を立てますと、計画を立ててそのまま置いておくという絵に描いた餅ではいけないので、その耐震化計画に基づいて施設の更新というのが必要になってくると思います。そうなりますと多額の費用等が必要でありまして、平成29年度から地方公営企業法の法適になって、経営へ移行しなければならないということになっておりますので、その費用をどこで捻出するか等が、なかなか今現在では立案しにくいというか、立てにくい状況になっています。

ですので、耐震化計画等は未普及の事業が終わって、と言いますと、平成29年度以降

に立てなければ、今のところやはりちょっと絵に描いた餅等になりますので、それから長寿命化計画等について、平成29年度以降に詳しい計画を立てられるというのが、今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 耐震に絡めてのご説明をいただきました。

29年度以降に具体的に動くということですが、現在窪川地域では46%、20.4%ですね。それから、簡水については3.2%。非常に、では災害が起きますとどこか漏水が起こる、そういったケースもある。あるいはライフラインがストップになるというケースがやはり危惧をされるということでもありますので、これは、大変施設の耐震化というのは、耐震診断も含めて巨額なお金が掛かるということで承知もしておりますので、今言った、先ほど来のお話のとおり、簡水の統合計画後に本格実施をするということでもありますので、そのあたり、かなりこれについては長期のスパンで計画を立てていかないと、耐震化は進んでいかないと思うんですよね。ですから、その資金繰りのことも含めて、将来的にやはり国庫事業も取り入れていかなければならない、一いわゆる企業体でできる仕事じゃないと思いますので、そのあたりのしっかりした今からの計画作りをお願いをしておきたいなということでもあります。

併せて最後の長寿命化の話もいただきましたので、これについては、じゃ、お答えありましたので結構でございます。ありがとうございました。

それでは、水道行政については、大卒このようなお話をいただきました。

町長、実はこの水道計画の話、課長からお話も伺ったんですが、非常にこの耐震化の仕事というのは大きな事業に、巨額なお金を要するということではありますが、課長はただいま29年度以降に実質策定をしていきたいと、いろいろ考えていきたいということで、町長のお考えはどうですか。今のスタンスでお考えを聞きたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 先ほど課長が申しましたとおり、まだ本町においては未普及の地域が残っておりますし、また、平成29年度の水道の統合に向けて、これから本格的に水道事業経営をどうしていくのか、そこらあたりの検討にも入っていかなければならないわけございまして、その検討の中で今後の耐震化計画をどう進めていくのか。

そこらあたりも当然議論もしなければならぬというふうにも思っておりますが、ご承

知のように、今国のほうでは南海トラフの巨大地震対策特別措置法であるとか、あるいは国土強靱化法も制定もされました。その今後運用について、いろいろ関連法案等も出てこようかと思いますが、その中で当然ライフラインの整備ということで、こういった水道の耐震化についてもいろいろ国・県の補助金も整備をされると思っておりまので、その辺の動向も見極めながら町としてどうしていくのか、計画作りを進めなければならないと思っております。南海トラフ巨大地震、いつ起きるか分かりませんが、必ず起きるといふふうに言われておりますので、ライフラインの整備についてはなるべく早く整備をしなければなりません、そういったいろいろ、もろもろの状況等も総合的に勘案しながら考えていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 町長のご答弁いただきましたので、この辺の課題として受け止めていただくということでお願いをしておきたいと思ひます。

次に、大きな二点目として、教育行政のご質問に移りたいと思ひます。

二点目の項目については、中学校の学習指導要領が改定をされたということで、改定されたことによって保健体育の授業に武道、あるいはダンスといった教科が取り入れられたということでありま。そうひいうことで運用、実際取り入れて現在進行中ということでありまして、導入をされた今の現状を、どんな感じで動いているのかを何点か通告をしておりますので、順次お伺ひをしていきたいと思ひます。

まず、この武道、あるいはダンスというのが保健体育授業に導入をされたということでありま。これについて、本町の教育行政のトップの考え方ですが、導入実施されたことによって、教育委員会として、どれだけの教育上の効果、期待が持たれるのか、また、それをどのように指導していくかといったところを、まずは教育委員会としてのご見解を承りたいと思ひます。

○議長（宮地章一君） 教育長宮崎勲君。

○教育長（宮崎勲君） お答えいたします。

おっしゃられるように、平成20年3月の学習指導要領の改定で体育分野において、小学校5年生から中学校2学年までですが、多くの領域の学習をする時期とされまして、中学1学年、2学年ではそれまで武道またはダンスは選択領域でありましたが、必修となりました。

その内容や意義ですが、武道は柔道、剣道、相撲の運動について、技ができる楽しさや

喜びを味わい、基本的動作や基本となる技ができるようにする。武道に積極的に取り組むとともに相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、禁じ技を用いないなど、健康・安全に気を配ることができるようにすることなどが掲げられておりますし、ダンスでは創作ダンス、フォークダンス、現代的リズムダンスの運動について、感情を込めて踊ったり、みんなで踊ったりする楽しさや喜びを味わい、イメージを捉えた表現や踊りを通した交流ができるようにするなど等をされております。

四万十町での各学校の必修となったことで良かった点などでございますけれども、武道では礼に始まり礼に終わるなど、礼儀作法をきちっと学ぶことができることがまず挙げられます。それと、相手と1対1で練習する中で、ルールを守ることや危険な技を用いないなどの、相手を尊重し、相手を思いやる心遣いが育っていくこと。それから、これまで余り経験することのない日本古来の伝統的な運動を学習しているわけでございます、これまで等に加えて、より多くの運動に取り組むことができること。それから、剣道では窪川警察署から青少年健全育成活動の一環としまして、指導者を派遣していただいて、専門的な指導を受けている学校があることなどが挙げられます。

それから、ダンスでは創作ダンス、現代的リズムダンスを学習する学校がほとんどでございます、生徒たちが自ら考えて表現するということを楽しみながら学ぶことができること。それから仲間とのコミュニケーションを豊かにすることができること。それから、体育祭などでその成果を発表するということができることなどが良かった点として挙げられます。

武道が必修となってからは、年間10時間程度の履修ということでございますけれども、特性や成り立ち、礼法などの学習、基本動作や基本となる技を身に付けさせる指導などを安全性に配慮をしながら行っております。

現在のところ特に事故等も全くなく、各学校において学習指導要領に基づいた武道やダンスの運動が行われているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 教育長のほうから武道の導入に絡めての現状と、教育委員会としてのお考えを承ったわけです。

各中学校同等に、この武道の導入による受け取り方が各学校単位でそれぞれの、弱かつ

たり強かったりする部分があつてはいけませんので、教育委員会として各学校へ均一なそういった意味合いの指導をされているということで承知をしておきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思いますが。

そこで、私もこの新学習要領の保健体育の部分を引っ張り出して目にいたしました。先ほど教育長がおっしゃられたとおりの内容のことが書かれてあつて、武道の導入を、ダンスの導入の一つの文科省の考え方も感じるわけではありますが、要するに武道とは技を磨くばかりじゃないということ。それから勝敗を決する、競い合うばかりじゃないと。その中で礼節、礼を重んじるということ、それから相手を尊敬するということをしつかりと子どもたち、生徒たちに考えてもらうという場面であるということを書いてあります。

そこで、町内の中学校で武道の選択をされていると思うんですが、各学校でどのような選択種目になっているのか。それから、今またダンス、あるいは武道では剣道とか柔道とかがありますが、どんな感じのいわゆる選択領域になるのか、そのあたりのご説明いただいたらと思いますが。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） お答えいたします。

先ほど議員さんのほうからはありましたように、選択であつた武道、ダンスが必修となつて、1学年、2学年については必修となっております。3学年につきましては身体接触の乏しい、比較的乏しい器械運動、陸上競技、水泳、ダンスの4領域群、そして身体接触が比較的多い球技、武道の二つの領域群からそれぞれ1以上選択するということになっております。

本町の状況でございますが、武道につきましては、必修であります1、2年生では興津中学校が柔道、そしてほかの窪川・大正・北ノ川・十川・昭和の5校につきましては剣道を実施しております。

選択である3年生につきましても、6校ともに武道を選択しておりまして、十川中学校が本年度は相撲を実施しておりまして、ほかの5校につきましては1、2年生と同じ競技というか運動を実施しております。

ダンスでございますが、ダンスにつきましても、3年生も6校ともに選択をいたしておりまして、全ての学年、1年から3年までが同じ領域で実施をしておりまして、大正中学校が創作ダンス、フォークダンス、現代的リズムダンスの全種を行っておりまして、ほかの5校につきましては創作ダンス、または現代リズムダンス、いずれか、もしくは両方を

実施しておるという状況でございます。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 各学校の武道、ダンスの種目選択を伺ったわけであります。そうすると、興津が柔道、それから十川では相撲が取り入れられたんですか。あと、大正・北ノ川・窪川が剣道ということでもありますから、いろいろと各学校によって選択領域が違って来たということでもあります。

まず、実際各種目を導入をして、恐らく、始まったばかりですので、心配される所はこの指導者問題だということを感じるわけであります。取り分け柔道にしても剣道にしてもやはりこれは専門領域、ダンスもそうなのでしょうけども、やはり剣道、あるいは相撲、柔道となると非常に高度なそれなりの指導がないと、そういう場面が成り立っていないということでもあります。まず各学校単位に実技的な指導をできる先生方の確保ができていますのか。それから先ほど教育長が先に触れたんですが、柔道に至っては窪川警察なんかの応援もいただいているというような話もあるんですが、実際のところ各学校で現に導入をして、現状的に運用というか、先生方のそういう指導状況というのはどんな形で、うまくいっているのかどうか、また、問題があるのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 教員の配置状況につきましては、窪川中学校につきましては、部活動で剣道がございますので、そういうところの配慮もありまして剣道が専門でできる教員が配置されております。その他の剣道を実施しております5校につきましては、特に剣道が専門であるという先生ではない保健体育の先生という状況でございます。そして、柔道を選択しております興津中学校につきましては、昨年度までは柔道の専門の教諭がおり指導しておりましたが、本年度は異動により非常勤の講師が担当しております。

それぞれ、保健体育の先生につきましては、保健体育の免許を取得する際にそれらの運動、競技については一定の履修はしているところですが、専門性というところまでの履修ということにはなっておりませんけれども、県で専門的なそういう講習、専門的といいますか、新たに武道、ダンスが取り入れられたということで講習を実施しておりまして、先生方はそちらのほうの講習を受講して専門性を高めるという、指導力の向上ということに取り組んでいただいております。体育の授業で実施をする中においては基本的な動作で

ありますとか、そういう部分については指導ができると、ただ、専門性を高めて技を向上させるような指導までは無理だと、そういう状況にはなっております。

先ほど、窪川警察署の件が教育長からありましたように、窪川警察署から剣道について、町内の5校のうち窪川中学校につきましては専門の教員がおりますので、4校については1名ないし2名が各校8時間程度そういう指導に派遣をいただいておりますし、そういうところで子どもたちの専門的な指導はしていただいておりますし、教員にとりましてもその場で指導状況を見るなど、またアドバイスをいただいて指導力の向上ということにもつながっていると思っております。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 各専門の分野の方をお願いをしたり、先生の技術の向上も一生懸命やっているということではありますが、やはり専門性という分野になると苦慮するということでもあります。

単純的な考えでちょっとお伺いするんですが、例えば柔道、剣道ですと普通は指導者段位というか、何段とかいう段位が出てきますよね。そういう保健体育の指導の先生方、今からのそういう習得をする上で、そういう段位の習得とかいうのは教育委員会として支援するとか、そういった動きはあるんですか。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） やはり専門的に指導するとなれば、そういう必要性というか、段位を取得してということも必要かとは思いますが、あくまでそういう段位の取得については個人の、教員免許につきましてもそうですが、個人のそういう教育力を高めようということで講習なり研修等は町も行いますし、県のほうが主に行っているわけですが、そういうことについては現在のところ県においても助成をするという方向はございませんし、町としましても特に、町内でずっとその先生がいらっしゃるという状況でもありませんので、今のところ考えていないというのが現状でございます。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 段位取得等については、まだそういう助成とか、県・町にしてもないということではありますが、要は先生、保健体育の絡みの先生ですが、意欲的にそういう意味合いで関わっていくという、今段階でしかないわけですね。ということでよろしいわけですか。ちょっとそのあたり、もう一度確認をしておきます。

○議長（宮地章一君） 教育長宮崎勲君。

○教育長（宮崎勲君） お答えいたします。

あくまで保健体育の授業という形で運動が行われておりますので、専門家とか、あるいは選手を育成していくということが、それが目的というわけではありません。これが始まる、24年度から必修となりましたけれども、その前段から国・県もいろんな講習会、研修会を開いて、各保健体育の先生方の指導力を向上させるという取組はしてきましたが、専門家を育てるという形ではありません。あくまでも保健体育の授業の先生の研修という形で行ってきました。県のほうもそういった基本的な考え方で現在も行っておりますので、専門家を育てるための助成をすとかいうことは考えてはおりません。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 十分承知いたしました。専門家を育てる場面でなく、保健体育の指導の中の範疇の中で技能を高めていくというところですね。了知しました。

取り分け、これ導入、必修の前の段階からこういう武道の導入に絡めて、取り分け柔道の種目について事故が多いと、全国的に事故が多いんだというような話が1、2年前から出てきました。今回、興津でも柔道を採用しているということでありまして、剣道にしてもやはりかなり防具を使ったりしてやっていますので、実際運用をし始めて、これを導入し始めた後、先ほど教育長は大きいさしたる事故もないということでご報告をいただいたわけでありまして、実際のところ、今回私の通告に基づいて、町内6校の中学校にそういった事例があるやなしやというところを事前に次長のほうにお願いをしてあったので、再確認のために、その調査をされて、実際どうなのかもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） お答えします。

教育長が申しましたように、現在まで事故報告はございません。議員さんのご質問を受けまして、6校に確認をいたしました。こちらは体育主任のほうに確認をいたしておりますけれども、小さなけが、そういうものも全く武道においては発生していないという報告を受けております。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） これまで事故がなしということで大変結構だと思いますので、十分そういった事故対策も事前に講じながら進めていって、より良い武道というものを取り入れた授業になるようお願いをしていきたいなと思ってます。

最後になりますが、先ほど来の柔道、それから剣道ということになりますと、非常に道具が必要になるということです。柔道になって、恐らく私なんか余り素人のほうですから分かりませんが、柔道着は当然、それから畳も必要だということになろうし、剣道に至っては防具ですね、面、それから竹刀あたりも必要になってくるということでもあります。

たまたま私、大正地域の学校の状況も聞いたり、この件で聞いたりはいたしまして、剣道の道具、防具については順番に使い回しにしているというところで、いわゆる各学校には、それ専用には置いてないというような話も承っておるんですが、非常にこの道具、防具を構えるとなると予算化も必要になろうと思いますので、予算の話ももう併せて時間ありませんので、地方交付税措置もされていると思いますので、一体どんな感じで今道具、防具が用意をされておるのか、各学校に配備をされているのか、果たして今からどういう感じで各学校に配備をしていくのか、これを併せてお伺いしておきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 平成24年度からの武道の必修化に向けまして、本町では平成23年度末に武道用具等の整備を行ったところでございます。

防具等につきましては、平成28年度までの生徒数の見込みから整備数を決定いたしておりまして、授業単位時数がおおむね10時間程度ということが予想されましたので、先ほど議員さんがおっしゃられたように共通使用を基本ということで考えまして、窪川地域と大正・十和地域の2ブロック、二つに分けまして、窪川中学校と興津中学校の2校で生徒数から最大で43セット必要と、そして大正・北ノ川・十川・昭和の4校で34セットが必要ということが見込まれましたので、合計数で80セット、それぞれ整備をいたしております。

また、ほかにつきましてはそれぞれの24年度の武道の実施予定状況から、保管校を決めているところです。具体的に武道につきましては防具一式を80セット購入いたしまして、そして竹刀、つば止めを100本、竹刀立て等を4台購入して、窪川中学校と大正中学校にそれぞれ40セット、そして竹刀を40本という形で保管をし、授業に活用しております。竹刀のうち20本につきましては破損等の交換用ということで、予備として教育委員会のほうで保管をしているという状況でございます。

柔道の整備につきましては、柔道着の上衣と帯のセットだけを、下の下衣につきましては購入しておりません。下はジャージでやっていただくということにしまして、80セットこちら購入をいたしまして、十川中学校に40セット、残りは教育委員会のほうで

40セット保管しております。

柔道については先ほど言いましたように、興津中学校のみで実施をしております、興津中学校につきましては生徒数も少ないということで、自校で購入しておりますので、現在教育委員会で購入した分を実際使用しておるという状況にはございません。

そして、柔道につきまして畳が必要ということですが、柔道マットというものを本町では購入しております。一方が1,030mm、1m3cmの正方形のマットですけれども、ジョイント式のマットでございます。これは厚さが5cmほどあります。5cmということになっておりますが、こちらは正式な試合ができる広さを取ると、144枚必要ということですので、その枚数を購入しております。そして、災害時にもこのマットにつきましては避難場所で床に敷いて、畳の代わりに使えるという利点もございますので、こちらのほうを導入した経緯もございます。

実際保管場所につきましては、そういう避難場所ということも考慮をして、十川中学校に72枚、そして興津中学校に、こちらが柔道をやっておりますので、51枚、大正中学校に21枚という現在保管状況でございます。

今後の各校への配備ということのご質問もございましたが、教育委員会としましては、基本的には時期的にも集中して事業を実施しますので、2校ないし3校は移動も先生方をお願いをせんといかんわけですが、移動は可能と。また、少人数校ですので軽トラ1台で十分運べる量ではございますので、そういうところで、各使った学校で衛生面上と、あとの管理はしていただくということで、それぞれ元の場所へ返して保管をするという方向で行きたいと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 道具類の設備等々には十分承り、承知もしました。生徒数の絡みやということで、供用を基本としているということでありまして、現状、うまく運用されているということで把握をしておきたいと思います。

一点だけ、地方交付税措置についてはどのぐらい金額が来ているかだけ、最後に一点だけ、もし今把握していればお答えください。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 大変申し訳ありません。

交付税の金額がどのぐらい来ておるかということにつきましては、すみません、手元に

資料がございませんので、申し訳ございません。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） また別の機会にお知らせいただきたいと、できるだけ、交付税措置があれば、重厚に手当てをしてもらったらということをお願いをしておきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） これで5番中屋康君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番緒方正綱君の一般質問を許可します。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） それでは、通告書に従って質問をしてみたいです。

今回、私の一般質問は、人口減少に歯止めを掛け、活力のあるまちづくりをどのように取り組んでいくのか、その点を今回の一般質問として取り上げました。

その前段といたしまして、高瀬町長の3年と8か月の町長自らの自己評価を含めた実績を伺います。併せて、その実績と経験を機軸とした四万十町のまちづくりを今後どのように進めていくのかを、併せて伺いをいたします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 平成22年の4月に2代目の町長として就任をさせていただきまして、早いもので議員さんおっしゃられるとおり、3年と8か月が経過をしたところでございます。この間、全国に誇れるまちづくりということで、自分なりに一生懸命努力もしてきたところでございます。

高速道路の開通、あるいは海洋堂ホビー館、また、折からの四万十川ブームなどもございまして、四万十町はご承知のように魅力ある町四国一の評価もいただいておりますし、また、豊かな食材の宝庫としても全国から注目される町というふうにも思っております。

しかし、まだまだそういった評価に応えられるような、また、豊かな地域資源を生かした産業づくり、あるいは雇用の確保という面では道半ばというふうにも思っているところでございます。

合併時の懸案でありました本庁舎、それから消防庁舎、また、ケーブルテレビ局の開設

など大きな計画、それについてはほとんど終了をいたしまして、これからは町民が主役の新しいまちづくり、そういったものに向けて進んでいかなければならないというふうにも思っております。地域資源を生かした産業づくり、そして雇用の拡大、また生活環境の充実に努め、町民がこの四万十町に生まれて良かった。四万十町民であることに誇りを持てるようなまちづくりを目指していかなければならないというふうに思っております。

これまでの基礎づくりの時代は過ぎまして、これからはそういった豊かな地域資源を生かした発展と、そして健全財政を維持しながら安定したまちづくりへ向けて取り組んでいくよう、また目指していく必要があろうというふうにも自分として思っているところでございます。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） ただいま高瀬町長のほうから、町長の職に就かれてからの自己評価とその経験をもととした、将来の四万十町のまちづくりの概要について答弁をいただいたところでございます。

高速道路の延伸や海洋堂ホビー館の効果、そして四万十川ブームということもあり、魅力ある町四国一の評価も得た中で、豊かな自然と食材の宝庫としても全国から注目される町にもなりました。しかしながら、その評価に応えられていない地域資源を生かした産業づくり、また、雇用の確保という面ではまだ道半ばであるが、大きな事業はほぼ終わり、これから町民が主役の新しいまちづくりを目指していかなければならない土台づくりの時代を過ぎ、地域資源を生かしつつ、また、健全財政を維持しながら安定したまちづくりを目指さなければならぬというような答弁の内容であったかと思います。

高瀬町長が職務に就かれて、概要の実績を自己評価してもらったわけですので、別に私が今の町長の答弁に対してそうではないと反論をするものではありません。ただ、これから質問をしてまいります中で、町長の四万十町のまちづくりに対する思いを聞いておかないと、これからの質問に移れないのかなという私の思いの中で答弁を求めたわけでございます。

さて、これから本題に入ってまいります。

人口減少を食い止め、活力ある四万十町を目指すための取組を考えていかなければ四万十町の将来は大変厳しいという、そういうことは町民の皆さんも思いは同じだと思うわけですが、その中で住みやすい、住んで良かったと実感できるまちづくり、人材と地域資源を生かした活力あるまちづくり、自然環境を生かしながら人や物が循環するまち

づくり、この三つのまちづくりの推進が、将来の四万十町が今よりもっと元気のある町になるための非常に大きなウエイトを占める要素であると私は考えております。そういう見方、見解、観点で今からこの三つのまちづくりの推進について、町長の考え方、構想について質問をしてみたいです。

まず一点目、住みやすく、住んで良かったと思えるまちづくりの推進についてでございますが、若者が四万十町に残れるために、若者の雇用の確保をどうしていくのか。雇用の場を多く提供し、生活基盤の安定を図ることで結婚、出生につながり、人口減少に歯止めを掛ける政策をどう展開をしていくのか。また子育てしやすい環境づくりや教育環境の充実、教育力の向上や安心して子どもを産み、安心して子どもを育てることができる医療面の充実をどう図っていくのか。高齢者や障害者が元気に暮らせるまちづくりの計画はどのように考えているのか。そして町民の命と財産を守るためには災害に対する対策をどうするのか。今私が述べた点が住みやすく、住んで良かったと思えるまちづくりの推進につながっていくと考えておりますが、町長の考えを聞いてみたいと思います。

ただ、私の考えが全てを網羅しているとは私も思っておりませんので、町長の構想の中で何かほかにあれば、併せてお伺いをいたします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 四万十町も誕生をいたしましてから、来年の3月で丸8年を迎えることとなるわけでございますが、この間いろんな施策も打ってまいりましたが、残念ながら議員さんおっしゃられるとおり、人口減少についてはなかなか歯止めが掛からないのが現状でございます。町民の皆さんが住みやすい、そして住んで良かったと思えるような町、いかにそれをつくり上げていくのか、それが非常に大きな課題であろうというふうに思っているところでございますが、そういった町をつくっていくためには、私としては四つ大きな柱があるのではないかなというふうにも考えております。

その一点は、やはり町民の皆さんから非常にご意見もいただいております若い方がいかに四万十町に残っていただくか。また、二点目として、高齢者、あるいは障害者の方々が住みやすいまちづくりを進めていかなければなりませんし、三点目といたしましては、やはり四万十町の特性等も生かしながら、文化香る町もつくっていく必要がございます。そして、何よりも安心して住むことのできる安心・安全なまちづくり、この四点に尽きるのではないかなというふうにも思っているところでございますが、その一点目の若い方が住みやすく、住んで良かったと思えるまちづくり、それにつきましては雇用の確保、それか

ら子育てしやすい環境づくり、また医療の確保、そういったものも必要になってこようというふうにも思っているところでございます。

雇用の確保という面につきましては、現在県のほうでも計画をさせていただいております実践農業大学校の跡地の次世代型の園芸施設団地、そういった構想の中でも数十人の雇用が見込まれておりますし、また、企業誘致の面から見ても、来年早々にはコールセンターの進出ということも予定もされております。それが大体50人ということでありまして、またご承知のように現在高速道路のインターの近くにホテルの建設も、計画も順調に進んでおります。そして、町内の民間企業の頑張り等もございまして、雇用の拡大も雇用の拡充もなされるということで、ここ2年ぐらいの間に一定の若い方々の雇用の確保という面ではめどが付いたのではないかなというふうにも思っております。そういった方々に対する住宅をどうしていくのか、若者住宅についてもこれから考えていかなければならないと思っております。

四万十町は、非常に面積が広いということで、住民の方々が各地域に点在をしておられますけれども、そういった町の中心部から離れた地域に若者の皆さんを残すということになれば、そういった地域への若者住宅、そういったものの建設も考えていかなければならないというふうにも思っております。

そして、現在進めております義務教育間の医療費の無料化、あるいは通学費の補助、そういったものも継続しながら子育てしやすい環境づくり、そういったものも拡充もしていく必要もございましょうし、また町内の学校、高校へなるだけ進学をしてもらうということになれば、教育環境の充実、あるいは教育力の向上、そういったものも必要になってこようと思っております。

そして、これが非常に課題の多いところでございますけれども、医療の面から見れば小児科、産婦人科、そういったものの医師の確保、医療体制の整備、それにも取り組んでいく必要もあろうと思っております。

二点目の高齢者や障害者が元気で生き生きと暮らせる町をつくっていく、そのためにも住み慣れた地域でいつまでも元気で生活できる環境づくりを整えていかなければなりません。現在も一軒家対策等でそういった高齢者の方々の生活環境基盤の整備等も行っておりますけれども、さらにバリアフリーに対する支援、あるいは地域デイサービスの推進も行っていく必要があるというふうにも思っています。

そして、今非常に高齢者の方々からご意見もいただいております買い物難民、そういっ

た方に対する支援も行う必要があるというふうにも考えております。

今、県下の各地域で社会福祉協議会が買い物代行を行っておりますけれども、そういったシステムづくりも早急に取り組んでいかなければなりませんし、また、通院やそういった買い物、また、デイサービス等へ通うための公共交通機関も整備をしなければなりません。今、地域コミュニティバスを各地域で行っておりますけれども、そういったものの拡充も図りながら高齢者の生活支援も行う必要があるというふうにも思っております。

そして、見守り支援、あるいは救急医療体制、そういったことも充実をしまして、高齢者、あるいは障害者の方々が町内のどこで住んでも安心して生活できるようなまちづくりも今後進めていく必要があると思っております。

また、三点目の文化香るまちづくりといたしましては、図書館、あるいは美術館の充実も行わなければなりませんし、町民の皆さんが憩える公園、そういった空間整備も行っていく必要があると思っております。

現在岩本寺、それと都築邸等を中心にしまして、岩本寺、それから都築邸を拠点として遍路道の整備を行って、それを商店街の活性化につなげてはどうかというようなご意見等もいただいているところでございますが、そういった取組もやりながら街並み公園の整備、あるいは癒やしのまちづくり、そういったものにも取り組んでいく必要があると思っております。

また、これまで町内で生活をしてこられた高齢者の方々の経験、そういったものを生かす取組、あるいは廃れつつある伝統産業、こういったものも後世に残す取組も行っていきながら文化香る豊かな町、そういったものも目指していく必要があると思っております。

そして、最後に災害に強いまちづくりでございますけれども、これまで四万十町は海岸部の津波避難対策を中心にハード面の整備を行ってまいりました。これもあと2ないし3年で全てハード面の整備は終了する見込みでございますけれども、これからは山崩れ、崖崩れ、山津波、そういった非常に大規模災害が発生した場合に町民の命を守るための中山間地域の防災対策、そういったものにも取り組んでいく必要があるというふうにも思っております。橋梁の耐震改修も行っていかなければなりません。そして、孤立集落に対する対策、あるいは携帯電話の不感地域の解消、町道等の防災対策を図らなければならないというふうにも思っております。今、申しました四点を実施をすれば、住みやすく住んで良かったと思えるまちづくりが完成するのではないかなと思っているところでございますが、いろいろ課題が多いところでありますが、一つ一つ実行しながら四万十町に住み続け

たいと思える、そんなまちづくりをこれからやっていかなければならないというふうにいるところでもあります。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 今、町長から住みやすく、住んで良かったと思えるまちづくりについての考え方を伺ったわけですが、確かに課題は多いと思います。

大項目で四点挙げられましたが、その中で一つ具体案を挙げるとすれば何があるのか。それと、私は災害に強いまちづくりということで、窪川地域の町の中心部を流れる吉見川、この吉見川の氾濫による浸水対策についての対策をお聞きをしてみたい。町長もご存じのように県管理の河川ではございますが、吉見川周辺地域、特に下流域の支障物、支障木、河川の維持管理が全くはかどっておりません。大雨や台風のと きなど、そのたびに周辺地域の皆さんの不安というか危険にさらされております。県のほうへも強く吉見川の対策、維持管理を要請していくべきと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 住みやすく住んで良かったと思えるまちづくりということで、自分の考え方を大まかに四つ述べさせていただきましたが、一番大きな課題としては、やはり町民の皆さんの命と暮らしを守る、それが行政の最大の責務でありますので、災害に強いまちづくり、これが大きな課題でございますし、そこをいろんな事業を取り入れながら早く成し遂げなければならないというふうにも思っているところでございます。

先ほど申しましたように、これまでの施策の中では津波避難対策を中心にやってきましたけれども、今後は町内全域防災に強い、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりませんし、またそういったハード面の整備に加えまして、自主防災組織の組織づくりが今100%になってまいりました。しかし、中にはつくったものの全く機能もしていないという組織もあるというふうにもお伺いもいたしておりますが、町内全域で災害に対する訓練等も行いながら町民の皆さんの防災意識、そういったものの向上、底上げ、そういったところを今後強力に進めていく必要もあろうというふうにも思っているところでございます。

吉見川の浸水対策でありますけれども、今回の一般質問にも何人かの議員さんからその質問が出ておりますが、非常に難しい問題でございます。これまでも県の土木のほうともずっと折衝も詰めてまいりまして、一定改善は行われておりますが、なかなか根本的なものには至っておりません。議員さんおっしゃられるように下流域の支障物、あるいは支障木の取り除き、そういったものもさらに県のほうにも要請もしていきながら、浸水をしないような対策も講じていかなければなりません、何よりも私は吉見川についてはそういった防災の観点からいろんな対策も講じつつ、もっと町民の皆さんに関心を持ってもらえるような吉見川でなければならないのではないかなというふうにも思っております。

この窪川の街分、中心部を流れております吉見川でございますので、以前はホテル舞う吉見川ということで運動もあったということもお伺いもいたしておりますが、この吉見川も先ほど申しましたような遍路道の整備、商店街の活性化、そういったものから考えれば切り離していくことはできませんので、この吉見川周辺が一つの観光、あるいは町民の皆さんの憩いの場となるような、そういったものに改修もしながら、併せて浸水対策、そういった防災関係についても取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 町長のほうから住みやすく住んで良かったと思えるまちづくりの推進についての考え方を伺いいたしました。

次に移ります。

人材と地域資源を生かした活力あるまちづくりの推進についてを質問いたします。

四万十町は宝の宝庫、山、川、海、地域にある自然豊かな資源を生かす仕組みづくりが必要であると思いますが、6次産業化へつないでいくための構想、また、集客数の増加、観光戦略の構想を伺ってまいります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 6次産業化の推進、そして集客数の増加、観光戦略の構想ということでございますけれども、6次産業化の推進につきましては、その基本となる農林水産業の1次産業、それを推進していかなければなりません。現在、先ほど申しましたように、県が東又の農業大学校の跡地に次世代型の施設園芸団地の構想等もあるわけでございますが、そういった構想、あるいは国や県、あるいは関係機関との連携強化も図りながら農業、1次産業推進等に進めていかなければなりませんけれども、そういったもの以外にやはり

四万十町は87%が森林でございますので、林業の産業、林業産業の推進、あるいは水産業の保護、そういったものも行っていかなければならないというふうに思っております。

林業につきましては、非常に木材価格も低迷もしているところでございますが、町としては、町産材、木材の利用促進条例等も含めていろいろこ入れも行っております。非常に局面が厳しく、課題も多いところでありますけれども、どうしてもこの林業についても林業後継者の育成も図っていかなければなりません。それは一つは町の政策としてこ入れ、あるいは支援もしていく必要があろうというふうにも思っておりますが、今後も森林組合等と連携もしながら行っていきたいと思っております。

また、水産業についても、農業、林業につきましては非常に町としていろんな面で事業も取り入れて施策を行っておりますが、この水産業の振興、非常に難しい問題がございますが、お話をお伺いしますと、やはりこの水産業、特に沿岸部の漁業振興については後継者がほとんどいないというお話もお伺いいたしております。漁業後継者の育成のために、町も独自の支援策もこれから考えていかなければならないと思っておりますが、6次産業化の推進ということに向けましては、これまでも町が行ってきました取組を継続しながら、次の6次産業を担っていただく次世代の育成、そういったものに力を注いでいく必要もあろうというふうにも思っているところでございます。

また、食の宝庫四万十町であります。四万十町の食材に加工という付加価値を付けて、四万十名を生かした全国ブランド化の推進、それが6次産業化にとっては非常に必要な重要な部分にもなってくようなと思っておりますし、6次産業化に向けて町民の皆さん、あるいは町内の企業でもいろいろ面白い動きも出てきております。町民がチャレンジをしております商品開発、そういったものを支援するための加工所の設置も行わなければなりませんし、また商工業新興助成金も町の制度として構えておりますけれども、もう少しその利用ができるような幅を広げてほしいという要望もございます。6次産業化、あるいは商店街の活性化に向けて、そこらあたりも考えていく必要もあろうというふうにも思っております。

そして、観光戦略でございますけれども、「おもてなし」という言葉が今はやっておりますけれども、四万十町としてもそういったおもてなしの心を生かした滞在型の観光を目指していかなければならないというふうに思っております。

町内にはいろいろ観光資源もあるわけでございますけれども、その代表的なものとして岩本寺、それから海洋堂ホビー館、町内の三つの道の駅もございます。そういった各施設

の連携、また、山、川、海の豊かな自然環境を生かした体験型観光、それから自然から学ぶ宿泊研修、そういった地理的な条件を生かした観光産業を推進していく必要もあると思っています。

現在、滞在型ホテルの建設も計画中でございますし、また商工会を中心といたしまして、民泊施設などの宿泊施設の取組もございます。そういったものにも町として支援も行いながら、滞在型観光を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 今、町長のほうから答弁がありました。沿岸部の漁業については後継者の育成というのが課題に挙げられようかと思えます。特に志和・興津でございますが、後継者が全くといっていいほど育たないという状況でございます。かなり厳しい状況でございます。町としてもここら辺については何とか力を入れて対策を練っていただきたいと思えます。

それから、6次産業の強力な推進、それから全国ブランド化の推進ということをぜひとも進めていくべきであると私も考えております。

以上で二点目の質問を終わります。

三点目です。自然環境を生かした人や物が循環するまちづくり。この四万十町の再生にどう取り組むのか、これは四万十町にとって重要課題であると思えます。自然エネルギーを活用した環境に優しいまちづくりをどのような形で推進をしていくのか、創出をしていくのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 自然環境を生かしたまちづくりということでございますが、私といたしましても、これまで合併以来ハード面の整備を進めてきまして、その時代も終わった中で、これからは町民主体のまちづくり、あるいはそういった人や自然、あるいは物、それからお金、それが町内で循環をしていく、そんな循環型のまちづくりを町民の皆さんと一緒にしていく必要があるのではないかなというふうにも思っているところでございます。

四万十町は魅力ある町四国一という評価をいただいておりますが、その評価は自然環境をいかに大事にしているかに尽きるというふうに思っておりますので、四万十町名にふさわしいそういった取組が必要であろうというふうにも思っております。

自然環境を生かした人や物が循環するまちづくりという面では自然環境を保護して、四

万十川、あるいは田園風景、里山を後世に残す取組も始めなければなりません。四万十川につきましては清流という面では仁淀川に非常に大きく水もあけられましたし、清流日本一の四万十川に戻すために住民、行政が一体となった推進組織をつくっていく必要があろうというふうにも思っております。そのために、来年4月の機構改革で四万十川対策室も設置をいたしまして、流域を巻き込んで昔の四万十川の清流に戻す、そういった取組を強力に進めていく必要もあろうというふうにも思っております。

また、非常に山が荒れてきた、あるいは集落、町内のへき地といいますか、中心部から離れた集落では不耕作農地、遊休農地も増えつつあります。そういった農地、小規模農地やあるいは耕作不便な農地の保護のために町独自が制度化をして、耕作農地の解消も行いながら田園を守っていく、そういった取組も必要でありましょうし、自分といたしましては四万十川の水質保全のためにやはりこれまで荒廃してきたといわれます山、森林、それを元へ戻す、自然林に返していくような取組も必要であらうというふうにも思っております。自然林に返していくことによって山林の保水性、それを高めながら有害鳥獣対策にも併せて取り組んでいく。そのために里山を自然林に返す、そういった取組も強力に進めていく必要があらうというふうにも思っているところでございます。

これは町民の皆さんのご協力もいただかなければなりませんが、まず町が率先をして行うという意味におきましては、里山条例なるものもつくり上げて、伐採、あるいは皆伐した山林についてはそのうちの何割かを自然林に返していく、そういった条例も全国に先駆けて制定もしながら、四万十川の水質も守っていく努力もしなければならないというふうにも思っております。

そして、自然環境を生かした人・物が循環するまちづくりということで言えば、自然エネルギー、これについてもこれまでも太陽光とかいろんな自然エネルギーに対しまして、町の独自の補助制度も講じてまいりましたけれども、さらにそれを強力に進めていって、自然エネルギーで100%町内の電力を賄うぞという気概を持った、そんな町にもしていく必要があらうというふうにも思っております。

今、非常に問題になっておりますが、原子力発電、あるいはCO<sup>2</sup>の排出が増大されると言われております化石燃料、そういったものに頼らない環境に優しい自然エネルギーへの転換を進めるために補助制度の拡充、あるいは大規模メガソーラーの誘致をさらに進めていく必要もございます。

そして、町内の農業用水、縦横無尽に、縦横に張り巡らされておりますけれども、そう

いった農業用水を、あるいは小さな谷、そういったものも活用していく小水力発電、これも今研究中でございますけれども、そういったものの活用も含めて自然エネルギーへの転換推進を行う必要があるというふうに思っております。

また、現在森林組合が環境庁、林野庁の指定を受けて行っておりますバイオマス発電、そういったものについても町としても一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますし、木材を活用もしました暖房器具への補助制度の創設、そういったものも考えていきながら物や人、そして物やお金等が循環をしていく、そういった循環型のまちづくりを目指していく必要があると思っております。

そして、もう一つは人が循環するまちづくりを進めていきたいというふうに思っているところでございますが、人が循環するまちづくりといいますのは、この町で生まれて育て、そして地元の高校に通って、この町で就職をして年を取って高齢になって、自分のこれまでの培ってきた経験を次の世代へつなげていく。そういった人が循環をする町、それも目指していきながら、人口減少にも歯止めを掛けていく、そういった施策も考えていけば非常に面白いまちづくりができるのではないかなというふうにも思っております。

先ほども申しましたように、この四万十町が魅力ある町四国一と言いますのは、そういった全ての取組に対して町外の方々から非常に大きな評価、あるいは期待もあるというふうにも思っておりますので、そういった期待に応えられるような、物が循環する自然環境に優しい四万十町を目指していく必要があるというふうにも思っているところでございます。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 自然環境をいかに大事にしていくかということに尽きるのではないかと思います。魅力ある町四国一と言います「四万十町」という名にふさわしい取組が必要ではないかと、そういう施策を取っていただきたいと思います。

また、四国一ではなく、全国一自然環境を大事にする町に向けて、これは町民、それから行政、議会、また大人や子どもも一体となった取組というのは必要ではないかと考えております。そこら辺はよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問は終わりになりますが、冒頭にも述べたように、要は人口減少を食い止める活力ある四万十町を目指すためには若者の雇用を確保すること、これがまず第一だと私は思っております。高瀬町長の任期もあと残り数か月でございますが、続投に意欲があらうようでございますので、選挙でまた良い結果が出ましたら、先ほど来述べられたま

ちづくりの構想に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（宮地章一君） これで8番緒方正綱君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番山岡義正君の一般質問を許可します。

山岡義正君。

○12番（山岡義正君） それでは議長の許可を得ましたので、一般質問を始めたいと思います。一般質問はお手元に回しております通告書どおりに行いたいと思います。

一点は空き家等の適正管理についてということと、吉見川の清流保全について、この二点についてお聞きをしたいと思います。

まず、空き家等の適正管理についてということですが、窪川の街分でも、窪川地区ですか、窪川地区でも昭和30年代の人口が約3万近くおった。その中で現在1万4,000程度に減っております。当然それに連れて空き家のほうも増えてきておることと思います。特に街分での空き家の目立つのが、大きいところが非常に犯罪とか防災面、火災、そういったいろんな面から見て危険度が増しておるように思われます。

せんだっても本町筋のある町の中で、実は外壁の壁が落ちて怖いこと事故があらうとしよったときに、その家主がちょうど窪川に所在しておりましたので、いろいろ申し入れてそこは撤去していただくことができました。そういった店舗も増えておりますし、空き家が特に目立っております。また、海岸部、興津・志和につきましてはこれから先に避難道の確保等といったときに、その空き家がいろんなことで倒壊したときには、避難路の邪魔をしていくんじゃないかなというふうに思われます。そういったことで、街分も含めて、いろんなところで空き家、廃屋が目立っておりますが、その調査がされておるか。そして、どの程度把握しておるかということを、まず一点お聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 空き家についてのご質問ですが、この空き家についての質問につきましては、先般9月定例議会のときにも空き家のお話がありまして、数字的にお答えさせていただきましたが、もう一回また今回、数字的には変わっておりませんが、現在

四万十町内の空き家については企画課のほうで調査を行いました。その調査結果に基づきまして、現在438戸、旧窪川地区で199戸、大正地区で123戸、十和地区で116戸となっております。

しかし、窪川地区においては街分や東又、仁井田地区の調査がまだ十分でなく、実数はもっともっと大きい数字が出てくるとは思います。

また、しかし、この空き家の調査は人が住める空き家の数で、先ほど議員おっしゃいました倒壊寸前の廃屋等の数は入っておりません。危険な状況の空き家の実態数については現在把握できてないのが現状となっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 分かりました。

ですが、この廃屋含めて空き家の場合、空き家で廃屋、廃屋になった場合には恐らくそこには人もおらんろうし、またそういった中ではその持ち主がどこにおるかも分からんような状況ではなかろうかとも思います。

一番言われるのは、みんなが今町の中でも高齢化が進みまして、持ち主が年が行かれて、病院に入院しておったり、それから、もしくはその方が亡くなられて、息子さん、娘さんがどこか県外におられるというような空き家も増えてきておることと思います。そこら辺の調査を含めて、これは当然後でやります「固定資産税等の」というて書いてありますが、固定資産税の問題も含めての、どのような改修に、そこで固定資産税の税金がどれぐらいに徴収されようかということも問題になろうと思います。そういった面を含めまして今の現在の空き家、そういったものの実情をぜひ近々に調査をして取り組んでいただきたいと思います。町長、この辺どうですか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 空き家の実態調査という件ですが、現在四万十町においては自主防災組織の組織率が約100%に近いと聞いております。そういう自主防災組織の活動の中で今後空き家の実態を役場を含めて共有することで、安全対策に努めていかなければならないと思っております。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） そうですね。確かにそういったことも大事だろうし、それからいろいろ話も出ております。興津へ意見交換会等に行けば、そういった中で「空き家対策

はどうなっちゃうや」というようなことも問われます。

実際に、まず津波が来たときに、まずそれより先に地震で倒れるといったときに、避難路の確保ができんというようなことも起こり得ると思います。当然倒壊寸前の建物については町を含めて、そこで町が撤去をすとかいった方法も考え得るであろうと思います。そういった面につきまして、ぜひその辺での条例の施行ということが必要になってこようと思います。それによっていろんな形が取れていこうと思います。

よそによっては、この条例につきましては平成22年にはもう既に香南ではあるし、24年には南国市でもある。それでほかのところをいろいろ見てみますと、既に全国的には条例が施行されております。

その中でこういった施行をした条例を検討していきますと、いろいろあります。代理で町が代行、代執行という形で町が金を入れてのけていくというような方法もあらうと思います。ぜひその辺で、条例をどのようにして施行するかということを検討されておるか、そこを一つお答え願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 議員おっしゃる条例の話ですが、そのちょっと前段といたしまして、現在町のほうにおいては、今後発生が予測される大地震の避難路等の確保や建物の倒壊、建物等からの飛散、火災、病虫害の発生、草木の繁茂、不法投棄、野良犬や野良猫のすみか、悪臭、犯罪の誘発等が予測されるような空き家ですが、このような事態を回避するために現在老朽住宅の除却事業というのがありまして、いわゆる住宅の解体撤去に係る経費に補助する制度、それを一応26年度よりやりたいということで、今現在検討に入っております。

まず概要としては、昭和56年5月31日以前の老朽化した木造住宅を除去する場合に老朽度の判定基準がありまして、その判定基準によりまして、評点が100以上になる場合に限り、必要とした、要した費用の80%、限度額が100万円といたしまして補助する制度となっております。

これは国の補助金、県の補助金が当然付いております。それから先ほどの条例化の話ですが、今説明した老朽住宅除却への補助と併せて現在検討を進めようと思っておりますが、空き家等の適正化条例の制定につきましては、今後空き家対策の一環として、四万十町としても制定に向けて取り組まなくてはならない課題と認識しております。

現在、これ、先ほど議員さんおっしゃいましたが、この条例、高知県下では今3町村、

4町村ですか。ですから、全国では211市町村ぐらいが制定しております。結局使える空き家には人に住んでいただき、そして住んでいただくことによりましていろんな危険も排除されると。そして、解体撤去して空き家をなくすことが空き家対策の根幹であるとは考えております。

先ほどの空き家等の適正管理条例を制定することによりまして、危険な空き家の所有者に対して指導、勧告、措置命令、それに従わない場合は公表し、そして、それにもなかなか従ってもらえない場合は先ほど議員さんおっしゃいましたが、行政代執行の手続き等が取れる条例となっておりますので、そういった意味でも空き家等の適正管理条例の制定については老朽住宅除却事業の解体補助金と抱き合わせる格好で、26年度の四万十町のまた新たな機構改革により新しくできる危機管理課が中心となりまして、町民の安全を確保するために積極的に取り組んでいく必要があるんじゃないかと考えております。

○議長（宮地章一君） 12番山岡義正君。

○12番（山岡義正君） お答えいただきました。

そうですね。この条例を施行せんことには私有財産なわけで、勝手に町がつつくというわけにいかないと思いますぜひそういった面で条例を早く施行するように条例を決定していただきたいと、そういうふうに思っております。

また、この条例の中でいろいろとあります。先ほど言われました、なかなか命令がどこまで行くかなと、予算が伴うことであります。その中で100万円まで果たしてそれができていくか、これはちょっと考えるところです。普通に老朽化して、これが倒壊寸前の建物であれば、安いお金で行こうと思いますが、でも、大きいところですね。これから先にコンクリの家があるとかいった場合には、とても100万円のお金ではこれは撤去できるわけがございません。そういった意味では非常にこれから先に見たときに、そういった大きい建物もまだ街分にはあります。そういったときにどうするかというような方法も考えていかなくはないというふうに考えるところです。

それと伴いまして、一つだけ、また条例の施行については、ぜひ早めをお願いしたいということをお願いしておくと同時に、これに関しまして固定資産税。これ、よそでも評価額の6分の1の、建物がある場合には6分の1掛けるの固定資産税100分の1.4ですか。それを掛けるような話を聞いておりますが、これは建物を撤去したらその6倍になる可能性もあるわけですね、固定資産税が。そうすると非常に都市部ではこれが問題になって、なかなか空き家の撤去が進まないというような話もあります。

それについて、ここの四万十町ではどのような固定資産税の設定の仕方をしてやられておるかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 税務課長敷地敬介君。

○税務課長（敷地敬介君） 今議員がおっしゃられました6分の1になるという、これ、土地に対する、宅地に対する固定資産税の課税なんです、これ全国一律でして、固定資産税、特に宅地に対する固定資産税につきましては、原則宅地の価格に7割を掛けたものが課税標準額で、その課税標準額に1.4%を掛けたものが税額となっております。

ただ、住宅用の宅地につきましては議員おっしゃられましたように、200㎡までは価格の6分の1の金額を課税標準額とする特例というものがあまして、これによって住宅用地につきましては通常価格の6分の1の額で税金が掛かるという、今仕組みになっております。これ、住宅用地ですので住宅がなくなれば普通の宅地ということ、雑種地ということになります、そうなればこの6分の1の特例が外れますので、議員がおっしゃられたように、宅地の税金が上がるという理屈になってきて、その場所によっては住宅、特に今言われるように空き家なんかで、古くなった空き家については、家自体に対する固定資産税は少額ですので、空き家があるほうが固定資産税が安かったという状態になっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） やはりそういうことがありますと、空き家が、置いちゃったらもうそのままでええじゃないかというような方向で、固定資産税があるもんなら、そら空き家のまま建てて置いちゃくというようなことも考え得ると思います。特に老朽化していった場合には、家に対する固定資産税というのは評価がないに等しいものがあると思います。

そういったときに、家をのけたことによって固定資産税が6倍になるとすれば、非常に持ち主にとっては、これは逆に言えばマイナスになってしまうから、これはやめちょこかというような話にもなりかねません。その辺について、固定資産税がそういうふうになったときに、それをいかに軽減していくかというような方策。これを含めて今回の条例施行のときにいろんな特例を設けながら、何とかできていかないかというふうに考えるところでは。

それと、また今言われるように、空き家に対する撤去の場合の補助が100万円という

上限であるとすれば、そういったことも考えながら軽減策を考えていかないと、なかなか持ち主も思い切ってやっていかんし、そういった意味では土地は売りとうないものとなれば、ますますそこを廃屋のまま置くというような形にもなりかねません。ぜひそこらを含めて固定資産税の絡み、それから補助金の問題、そこらを含めた中で条例を施行していただきたいと思いますと思いますが、これについて町長、どうですか。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 災害、防災面での空き家対策、非常に本町にとっても喫緊の課題であろうというふうに思っているところでございますが、議員さんおっしゃられるとおり、更地にすれば税金が高くなるということになれば、なかなか住民の皆さんにとっては家をのけるということの決断もつかないとは思いますが。

条例を制定する場合に一つの方法として自分が思っておりますのは、緊急の避難路として指定をした区域のエリアにある危険な家屋等については、それを撤去したときに固定資産税の軽減、そういったものも一つは考える必要があるのではないかな。それはあくまでも全町域ということじゃなくて、行政のほうで避難場所に避難する際の緊急道路と、緊急のエリアとして指定した地域における特例措置としてそういった方法も取れるのではないかなと思っておりますが、いずれにしてもこの条例を考える場合に、そういった方面も考えていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） ぜひそういった方向でこの条例については施行を進めていただきたいと思います。取りあえず津波対策についてでも、志和・興津ではそういった家が問題になってこようと思います。それにまた志和・興津につきましてはますます高齢化もされておるし、また、こちらに住所を置いてない方もおられろうと思います。そういった人をなかなか撤去いうても問題になろうし、というときにやはりそういったある程度の軽減策を取っていかないと、これは撤去できないというふうに考えておるところですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、次の、これで空き家等の適正管理については質問を終わりたいと思います。

続いて、吉見川の清流保全でございます。この清流保全というよりは、もう清流はなくなっておると判断するしかないです。清流の再生という面でお聞きしていきたいと思えます。

今まで私たち、何で私は吉見川、吉見川言くと、これは妙におまん近くの川ばあじゃな

いかというように思いますが、あくまでも四万十川の上流部の一番市街地を流れる川としての位置付けで考えておるわけでございます。私たちは昭和30年代、吉見川で泳ぎもしたり、いろんな遊んだわけです。川が一つの遊び場であったわけでございますので、非常に愛着を持っております。

この川が汚れていくことは、昭和30年代の都市化がどんどん進んでいく中で川が汚されていったようにも思っております。昭和30年代に、私たちがまだ小学校のころに泳いでおった川が、毎年、毎年、泳ぐ場所がどんどん上流部へ変わっていったという経緯があります。当初は小学校のあの出口ぐらいのところで泳いで、そこから下では泳がれんというような話になりました。その明くる年には駅前通りの橋まで上がって、そこから上じゃないと泳がれんぞというような話になった。その次の年には、もう一つ上の橋、東町の一番の上の橋です。そこから上じゃないと泳がれませんよと。3年間でどんどんどんどん上へ上がりました。そういったことが現状として起こっております。

そして、また片一方では農薬の問題についても、私たちは赤い旗が田んぼに立つ、これ、パラチオンというのがありました。その農薬を散布されたときには水泳も禁止されました。それが川へ流れ込んで、毒があるからいかんぜよというような話で禁止されたことを覚えていています。

そういった中で環境も含めて都市化も進み、環境も進み、そういった形で環境が壊され、いろんながで川で泳ぐことができなくなってしまいました。この川を私は息子が産まれたときに、何とか自分たちの川に取り戻したいと、泳げる川にしたいというような思いがありました。だから、いろんな方でそういう話もしました。それで、その子の子もできました。孫もできました。孫の時代にもよう実現してないです。

何とかこれを取り戻したいという思いがありまして、高瀬町長で3代目になります。いろんな意味で吉見川について質問をしておりました。ですが、誰もやってくれない。もう最後の端はもうひ孫はよう顔を見んかも分かりませんので、ぜひそれまでにこれについて手だてを、高瀬町長に何とかきっかけをつくっていただいて、ひとつ吉見川に本腰取り組んでくれる姿勢を見せていただきたいと思いますと思いましてこういった質問にしております。

実は泳げるかなというて実際に考えたところ、もう自分ら小学校以来、あの川で泳ぐことはできません。泳ぐものを見ればコイが泳ぎゆうだけです。コイというのは非常に残念なことに、泥の中で生活をする魚なんです。清流で生活する魚はいよいよおりません。そういった意味では、ハヤがおる、マスがおるかなという程度のものです。このコイを入れ

るときにも反対をしたこともあります。コイというのはあくまでもそういった中で、泥の中のものを食む魚ですから、ちょっと清流には似つかん魚じゃないかなというようなことも言いました。そういった中でそれが放流され、現状としてはコイが泳いでおるといようなのが現実でございますが、実はこれが水量も随分減りました。

今、吉見川をのぞいていただいたら分かるとおり、コイが泳いでいるところはほんのわずかです。たまりになっておるその部分だけで、たまりになったところでコイは泳いでおります。それと栄養が流れるところ、裏に下水が入ってろうと、えさをはむに来ております。そういった現状でございます。ぜひこの水量が減った分、これ、先ほど町長が8番議員の質問の中で、里山条例という話をちらっとお聞きしました。そしたら、こういった中で里山条例なりをつくって、この上流部に一つ広葉樹等の植栽をしてぜひ山を守っていただくことには、水が、何とも保水ができないんじゃないかなというふうに考えます。

もう一点は、先ほど申し上げました昭和30年代、これはまだまだ窪川地区の街分でもまだ舗装が進んでおりませんでした。ほとんど道路が地道やったところが、それから何年もたたないうちに舗装化されました。こういった中で、田んぼがいっぱいあった町の中も舗装化され、進んでいく中で、土地そのものが持つ保水力が全くなく、舗装になった関係でそれが排水となり、すぐに川へ入り、それで流れてしまう。要するに、土地が保水機能を全く持たんってきたなというふうに感じるところです。こういったことがありますので、その保水については非常にいろんな面から考えていかなくてはならんというふうにも考えておるところです。

それが全体としての考えでございますが、いろいろあります。先ほど申しました山もそう。都市部もそう。都市部というか街分もそうです。それからもう一点、土地改良に進んで、要するに排水路がもう全部コンクリでされた。そういったいつときの余裕もなしに、そのまま川へ流れ込んでしまう。こういったことが全て現状にあって、そこで川の水が急激に増えたり、それから保水力がない関係で減ったりというような状況が続いておるんじゃないかというふうにも考えておるところです。

ぜひその辺のことを含めて、保水力、それから舗装はやめたちえいいうて、舗装の問題についても、ちょっと保水力を増すような舗装があらせんかよと。保水力いうか透過性ですね。今どんどん技術のほうも向上して、今や透水性のある舗装の仕方もあるように聞いております。そういったことを含めて、その辺を、保水力のためにいろんな面がないか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） ご質問は吉見川の清流保全という項目でございますが、里山保全、保水力のために山林という部分が出てきますので、まず私のほうよりご説明を申し上げます。

現在、山林につきましては木材の生産の場所だけではなくて、生育する木々の働きによりまして、景観の育成とか景観の形成とか、それから二酸化炭素の吸収源、それから議員さんのご質問にもあります保水力、水源涵養などの多面的な機能を有しているというふうに言われているところでございます。そのために、適正な森林整備を行っていかねばならないということは認識しております。

その木々の中でも、特に議員さんがおっしゃいましたような広葉樹など、里山保全、広葉樹などは冬になりますと葉っぱを落としまして、山を覆いまして肥やしとなります。また、その木そのものも保水力を持っていると言われておりますので、一気にではなく徐々に谷に水を注いでいくと、そういう働きがあるというふうにいわれているところでございます。

さて、この広葉樹を植えるかどうかという積極的な策は町にあるのかどうかということでございますが、現在のところその植樹については考えてはおりません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、森林整備というものはしっかり行っていかなければなりませんので、四万十町、本町につきましては、まずは遅れているといわれておる間伐を積極的に推進をしているところでございます。

適正に間伐を行いますと、その山林につきましては裸地といいたいでしょうか、そのまま土がむき出しになったところから木々が生えまして、保水力ができるというふうにいわれているところでございます。十分水源涵養の働きもある、効果的なことであるというふうに思っております。

また、一部の山林では間伐ではなくて皆伐という、全て人工林を伐採することも行われております。切った後は、保安林指定がございましたら、適正な植林をしていかねばならないわけなんです、そういう指定がなければ天然林への移行も可能でございます。

緒方議員の質問に対しまして、町長も触れておりましたが、やはり再生林につきましてはかなりの経費がかかりますので、このような山につきましては天然林化させるという、その一方で町が積極的に進めておりますような間伐したような山はしっかりと経済林として残す、このように柔軟な考え方の下で、地域の山を維持していくべきではないかという

ふうに思っております。

それから、農地につきましても十分保水力は持っている、水の調整機能というものはあるわけでありますので、耕作放棄地を出さないといったようなことも大切なことであるというふうに思っているところでございます。山のほうはすぐには広葉樹の植樹ということは考えておりませんが、とにかく今は緊急にやらなければならない間伐を優先させながら、しっかりと水持ちのよい森づくりに努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） お答えが要らなかったかも分かりませんが、答えらせていただきたいと思えます。

先ほど、排水路はコンクリート化されて保水能力がなくなっていると、直接川に流入して、そのまま増水時には一気に流れてしまうと、こういったことでご質問がございました。根本的に土木のほうではございませんが、吉見川につきましては、近自然工法、水性工法ということで、平成10年だと思えますが、旧窪川町時代に窪川土木事務所が西日本科学技術研究所の指導を受けて三面張り水路を落差工等を入れて石積み等、生物の多様性に配慮した工法ということで整備をしたということ。

それから、平成5年、6年、8年度に旧窪川町が四万十川方式ということで、小水路の水を集めて浄化して流すといったような設備の設置もしております。これは前にも言いましたけれども、窪川町の街分の約1,700世帯のうち約半分以上、900世帯分の処理がされているというふうに思っているところでございます。

前回の質問がございまして、「残りの地区について、四万十川方式の導入についても調査・研究をしてみたい」というふうな答弁を私のほうからもしております。調べました結果で言いますと、香月が丘の一部、それから北琴平町の一部、それから吉見町の一部、それから本町の一部、それから榊山町の一部、それから東町の一部、それから金上野のほうは全部というような形にもなってこようと思えますが、この三つの四万十川方式で流入している水路というのは、割と大きな小水路を集めております。あと、残っておりますところが小さな小水路、それから非常にあちこちから直接川へも排水しているというような状況がありまして、集めて処理していくという形ではなかなか難しいところがあるんじゃないかと、その後の現場等を見て自分なりには感じているところでございます。

道の舗装とか田んぼがなくなったというのは、これは窪川の町が都市化してきた関係で、

致し方のない、一部発展していく過程においては、そういったものはどんどん住宅地になっていくということでもあろうと思いますし、ちょっと舗装の関係は私の範疇でもございませんので、私のほうから答えられるところは以上でございます。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 舗装の件のご質問がございましたもので、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるように透水性舗装というのは当然あります。けど、本来の目的といたしましては、透水性の舗装については水たまりができないとか、水たまりがでкинことによつて凍結が防止できるとかというのがございまして、当然透水性ですので、一回染み込みまして、染み込んだ水はまた一か所に集めて現在排水等の水路に落として排水するような仕組みにはなっております。身近なところで言いますと、去年開通いたしました高速道路で見てもらえれば、車から降りて見るわけにはいけませんが、全部透水性舗装とはなっております。

一般的な道路につきましては、まだ透水性舗装はちょっと価格的に高価ということもありまして、普及はいたしておりません。今後また透水性の舗装についてもいろいろ考えてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） どうもお答えありがとうございます。

確かに舗装の問題については費用も掛かることだと思います。ですが、やはり中間をいうのは、普通に土地へそのまま雨が降ったらそこに一時滞在して、それが浸透していくというのが普通の考えるところですよ。だから、舗装するとそのままそれが流れてしまう。だから、透水性にせよ言うのは、その水をどうせいということではないんですが、透水性のものを舗装することによって土地へ染み込んでいきやせんかという簡単な発想で言いゆうわけですよ。それで、そういったことを使うていただいたら、土地の吸水力いうのも上がるというふうに考えます。それが透水性を使った場合のメリットやないかなというふうに、簡単ですがそういうふうに思つて質問しておるわけです。

それから、この排水の問題ですが、これ詳しくまだもう一遍お聞きしたいところですが、この雑排水ということを書いてあります。普通の水路の雨水であれば、今言ったような簡単に行くと、けど雑排水ということになれば非常に今ある四万十川方式で、これは収容いうか、全部そこで処理しきれてないところがあるように、今伺いたしたように、いろんな地

区の一部の。特にそれで目立って言えるのは、榑山、東町、それからこの本町、これ、吉見川をのぞいていただいたら分かります、下水管言うたらおかしいかな、排水がそのまま吉見川に向けて落ちておるわけですね。こういった形を見た中で、これ、吉見川を、清流を取り戻せと言うたところで、これはほとんど意味がないというふうに考えられます。ぜひそこら辺を、少なくとも直接川へ流入しておるものをどこか迂回をして流すとかいうような方法を取っていただきたい。簡単に言えば、家が出る雑排水については、一つまとめてどこかで処理できんかな。それでできなければ下水管なりを川の横へ持ってきて、どこか下水路でも構んし、下水管でも構ん。吉見川のふちへ持ってきて、どこかで、末端で処理してやるとかいう方法も取れるんじゃないかなというふうに考えたところです。ですから、そういったことができるかできんか、ぜひそこら辺の検討をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） ご質問の趣旨は分かりました。

四万十川方式といったような形で今現在雑排水を処理しているところです。今後、そういったような同様の施設ができないかということやと思います。

先ほども申し上げましたように、四万十川方式として整備するには、水路としては非常に数多くございます。直接吉見川のほうへ流している水路が川縁にたくさんあるというような状況でございますので、それを一つ一つ設置するということは無理でございます。それは、浄化槽を設置していただくという方法が最も簡単な方法であると思います。

それと、議員が今おっしゃっていましたが下水道管なりを入れて、それを集めて処理する方法はできないかということですが、河川側について、そういった下水管みたいなものを入れて集めるということについては、通水断面を侵すというふうな形で、土木のほうの許可はまず得られないだろうというふうに思います。

じゃ、町中の道路の下へ入れればどうかというようなことも当然あると思いますけれども、それについては環境課だけで大きな工事になってもきますし、それから街分の全圏域の排水処理構想、こういったものとの絡みも出てきますので、それについてはまた検討させていただくというような回答しかこの場ではなかなかしづらいのが現状ですので、ご理解をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） ぜひそこらをお願いしておきたいと思います。

また町長、ぜひそこら辺を、本腰取り組むのであれば、要するに下水をどうするかということも考えていく必要があろうと思います。これは、また川を汚すところと水を増やす分とでいろいろ判断が違ふところがあります。ですから、そういった面では下水をどうやって処理するかいう方法は、川を汚すという意味ではぜひ取り組んでいただきたいと思います。何か町長、お答えがあれば欲しいんですが。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 町中の排水対策につきましては、以前から下水道施設の整備を行ってはどうかというようなご意見等もいただいておりますが、非常に莫大な設備投資が必要になってきますし、また、その維持管理についても町が後年度にかなりの負担を強いられるということもあって、これまでもずっとそのままになってきたところであります。

その間に合併浄化槽の設置等も進んでいるような現状で、そういった状況の中で下水道施設をやるのが適策かどうか、非常に大きな課題となっているところでございますが、いづれにいたしましても何らかの方策で町中の下水・排水対策については講じなければならないと思っております。四万十川対策室が設置をされますと、その業務の非常に重要な部分にもなってこようかと思っておりますが、町といたしましてもこの吉見川の水質の改善というものについては、積極的にこれからも取り組まなければならないというふうに考えてはおります。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 雑排水、次の質問に行かれるかもしれませんので、若干雑排水の件でちょっと追加させていただきたいと思います。

吉見川につきましては、四万十川との合流の手前のところで県が公共用水域の水質測定をずっと年6回行っております。私、19年度からの資料ですが、19年から23年度まで、この間BOD、年6回の平均がどんなになっているかということをやちょっと見てみました。19年度から順番に新しく言わせてもらいたいと思いますが、年6回の平均が19年度で2.87、それから2.07、それから1.73、1.93、そして23年度が1.51というふうに年々下がってきております。

と言いますのも、浄化槽が順々に町中にも設置もされてきておるということも一つの要因ではないかなと。ただ、このまま浄化槽だけというふうな考えも町のほうとしては持っておりません。それから、えひめA Iといった環境浄化微生物、こういったものの公共用

施設への、環境課で一括買い上げて、公共用施設で使うというようなことを24年度からやっております、24年度は51施設、それから今年25年度は若干使っても効果がないという施設については外した結果、48施設ということで今現在も使っておりますし、それから、やまびこさんのほうでも、作ったものを町内で販売するという努力もしていただいております。こういったことも含めて、雑排水対策は今のところ取り組んでいるというところです。

先ほど言いましたハード的なものについては非常に大きな予算も伴いますので、また関係各課と調整もさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） お答えをいただきました。ぜひそういったいろんな方法を考えて、やはり清流に戻していく、再生していくことを考えていただきたいと思います。これは、今言われたようにいろんな、えひめA Iとかいう商品名になりますが、そういったものを使うてやるとか、それから今言うたように、合併浄化槽をどうやったら町の中へ設置できるかというような話になろうと思います。

町の中でいっぱい家に家を建った中へ、それぞれ営業されておる方もおります。その中でその合併浄化槽を設置せよと言うたち、なかなか困難なところもあると思います。そういった家に限っては、そういったえひめA Iとかいろんなそういったものを使って、ぜひそれを解決していただきたいと思います。これはEMを含め、そういった方法があると思いますので、ぜひそっちのほうもまた奨励していただくような方策を取っていただけたらと思います。

それで、あんまり大ざっぱに書いております。防災面から見る吉見川と、それから観光面から見る吉見川ということですが、これは先ほども8番議員の質問にもありました。この観光いいですか、川の中の問題と、それから防災、それから考えた流水断面いいですかね、水の流れる川の中の面積を減したらいかん。これ、先ほど課長が言われたように、土木のほうで非常に問題になる点を指摘されますが。

ですが、一つだけ言えるのは、先ほど言われましたように、旧窪川町がやった吉見川の、福留さんの協力を得てやったと、近自然方法でやったようなものも含めて、あの場合も、その前の年からやっておる蛇かごを入れて、川の中へ蛇かごを入れてやりゆう、それから蛇かごが流れて、これはいかなったきいうて石を入れたのも全部県土木です。

それから、現在ある、私たちの町の横にある公園ですね。あこも吉見橋からその上の東町、この間の公園についても県土木が何か希望がないかよという希望を取って、自分たちの中でその希望を言うてやっていただいたのがあの公園です。

それが川の中へ入ったものをつくっていうて、片一方ではいかん、片一方ではあれをつくれいうふうなことがあります。ぜひ一貫した、そういった面から見ると防災と観光とは非常に相反するもんになろうかとも思います。ですが、中へああいっただ植栽をすることによって、川の生物なりが元気になるよということで柳の木を植えたりしたわけですね、あのときは。で、片一方でそれが、川の流水が邪魔になるからのけという話になると、これはどっちを取るかよという話になりかねんと思います。

それで、この防災面についてということについて非常にこう考えるところですが、川の中の問題についてごたごた言うたところで、ここではちょっと別問題になりますので、それについては申しませんが、排水ということについて、これはまとめて、要するに吉見川がいっぱいになる。堤防がある。でも、排水管が出て、その排水管が詰まったときには全て配水管から逆に住居のほうへ水が入ってきます。これはここ何年か前にあったように、川の水があふれることはございませんでしたが、小学校のところの吉見橋を見てもろうたら分かるように、緊急の場合には閉じるようになってます。あそこを閉じて、欄干より下で橋がつかったときにでも、それは越してこんというふうに、装置になっておりますが。

ところが、あこを閉めたのに水がどんどんわきゆう、どこから入りゆうぜよという話になりました。そのときに見たのが、すぐもとにある下水管から、下水の道、下水路から水がどんどん入ってきて、どんどんそれへ出る。それが下へ行く。下は全部その水が行きます。だから、低いところはわかりました。ですが、そこから上はつからんというような状況ですね。だから、その口をどうやって塞いでいくか、またそれは非常に大事なことじゃないかなろうかと思います。

それから本町の下の方の人に聞きました。「水はどこから入りゆうろうよ」言うたら、自分ところの下水が、下水から水がどんどん逆流してきて入ってきゆうというようなことが現状でした。ぜひそういった面で、排水の面を含めて、防災面からもそれを、何軒かをひとまとめにするとかいう方法を取って、水が逆流せんような方法も考えるべきじゃないかというふうに思います。

ぜひそういった面では、フラップゲートを設置していただいておりますが、こんまい排水路がいっぱい出てます。こういったものの個人で出すものについて、ある程度規制を

加えて、何軒か一緒にひとまとめにして排水をするような方法を取ることによって、それが守られるんじゃないかなというふうにも思います。そういった面で排水の何とかできんかなということと。

それと、大雨の際に吉見川へ全部流れてきます。金上野の部分、それから榑山の部分、全ての水が街分の中で、金上野、それから見付、この分が全部この吉見川に全部集中します。ぜひの大雨のときに何ら方法として、全部が全部来んように、どちらかへ分散していただいたらというふうに、その方法がないかなというて考えて簡単に思ったのが、金上野から向こう向け、まずちょっと普段は抜けんにしても、大雨が降ったときには向こうへ抜ける水路が取れんかなというふうな、考えておりました。それが、ひとつ町中へ全部入らんようにすれば町中の防災、ある面では防げるんじゃないかというふうに考えます。費用が大変掛かるみたいですが、ただ、それは大雨時、非常に水量が増えたときに限って流せるような方法がないかなというふうにも思います。ぜひそういった面で、防災の面からの検討をしていただきたいと思います。それについてどうかと、ご返答をお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 防災面から見る吉見川についてのご質問です。

ご存じのように平成16年、台風23号によりまして窪川の市街地、浸水したのは、まだ記憶に新しいところでございます。主な原因といたしましては、先ほど議員さんおっしゃったように、吉見川の護岸にある排水管から増水した川の水が、吉見川の本流の水が護岸の内側にある住宅地に逆流したのが主な原因となったわけで、その浸水後、河川管理者である県と町のほうにおきまして、吉見川橋、旧の商工会館の前の橋ですが、それから下流にある直径150mm以上の排水管につきまして、護岸の補強等をいろいろ行いまして、逆流防止のフラップゲート的なものを設置が今完了しております。

また、市街地が浸水した以後ですが、平成17年から平成21年度で、下流から言いますと、茂串町の西原分岐に2基、茂串のポンプ場に3基、琴平町の窪川小学校前の水門に1基、それぞれ口径が250mmの排水ポンプを計、合計6基新設いたしました。その6基の新設した排水ポンプが平成16年からこっちはフル稼働したのはまだないわけですが、そのようにして増水時には備えております。

完全とは言えません。当時いろいろ検討されたこともありますが、やはり完全に排水しきるとなると貯水池を設け、貯水池に専用の排水ポンプを据えて、排水機場というのを設

置すれば行けるというのは当時から言われておりました。しかし、平成16年当時で既に9億から10億掛かるんじゃないかという試算もありまして、現在具体化されてないのが現状となっております。

また、最後のほうにおっしゃいました金上野から本流の四万十川ですか、西原越えの放水路とかいうのは、当時としては構想的にはあったかもしれませんが、具体的な計画については自分としては記憶にはないところでございますが、要は原因としましては、本流の四万十川の水位が上がりますと、どうしても合流点から吉見川、合流点付近が市街地となっている関係で、バックの水がバックホールで入ってきます。四万十川の水が増水すれば、吉見川の水が増水してなくても四万十川の本流から入るということで、なかなか、もし今議員おっしゃったように、金上野の水を四万十川に放流しても、逆に合流点から逆流が入ってきますんで、なかなかそう簡単にうまいことはいかんんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） それぞれ問題があると思いますが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。いずれにしてもこの街分はそういった中で堤防で区切られ、容量が決まっております。その容量が決まった中へその容量を超える水が降ったら、あふれることは間違いないです。ぜひそういったもので、容量を超えたときにどうやって逃がすかという対策も含めて、今後考えていっていただきたらと思います。それで、この防災面についてはいいですが。

時間が余りないですが、観光面からですが、これはいろいろとあります、先ほど言われました近自然工法によって川の改修はされました。そして、言われる今ある公園についても県土木の協力を得て、あこへあこいうような形で設置しております。管理については地区の者が管理してくれよということで、これは地元が管理しておるわけです。ぜひこれから先そういったものを含めて、観光ということになれば、あこでホテルを飛ばしたらどうやという話もありますが、そのホテルの逆に行くのがコイなんですね。コイが、川ニナを逃がしたところが、コイが川ニナを食うぜよという話になりました。これは、川ニナを食われたら、ホテルのえさですから、これは逆に飛ばんなんと。そういったことでちょっと考えるところがあったわけですが、ぜひそういった面から見た、吉見川をいかにして観光の財産として、資源として、これから先どうやって取り上げていくかという面をお答えをいただきたらと思います。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） お答えをいたします。

吉見川につきましては、お話にもありましたとおり、窪川街分地区の中心を流れている川であります。観光の面で見ますと、関連事項としましてお話にもありましたように、商工会を中心にホテルが生息する川にしようとする取組、また、花木等の川沿いへの植樹などが行われてきた経過があります。また、今年度商店街にぎわい事業という中で、商店街にお客さんを呼び込む取組の検討もされており、吉見川自体の景観とか環境面の配慮が必要であるというふうに考えておるところでございますが、現在のところ吉見川を観光資源と捉えた具体的な整備等の実施の予定はないところでございます。

しかしながら、商店街へおいでいただけるお客さんや町内へ訪れていただける観光客の皆様方に、吉見川自体に好印象を持っていただくということは本当に大切なことだと考えておりますので、今後商工会とか町中の方々のご意見をいただきながら、景観、環境面、また、防災面を配慮した整備の検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） お答えをいただきました。

ぜひ観光資源としての吉見川をこれから先に活用していただきたいと思います。と申しますのも、町を流れる川というのは非常に貴重な財産であろうと思います。

これは、非常に四万十川にとっても大事なところです。四万十川の昔ありました。1億円創生の事業もありました。そのときにも私が主張させていただいたのは、吉見川を何とかせな、四万十川の一番の汚しゆう原因は吉見川じゃないかよということを申しました。

というのも、上へ行ってもこの町の中を流れるのは大野見で、竹原で1か所ぐらいのもんです。町の中を流れる川というのは、この四万十川に流入する中ではこの川が、まず町の中では吉見川が一番だと思います。ぜひそれを逆手に取った観光に、観光資源とした吉見川を持っていただきたらと思います。ぜひそういった面ではそっちのほうへシフトしていただいて、ぜひ吉見川を考えていただきたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（宮地章一君） これで12番山岡義正君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。

午後1時58分 休憩

午後２時１０分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

１５番下元昇君の一般質問を許可します。

下元昇君。

○１５番（下元昇君） それでは議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

今回は質問事項としましては、新庁舎落成に伴う組織機構改革と、併せて職員の意識改革についてお聞きをします。

大きなまず一点目に、まず最初に職員の行政サービス等について質問をし、そして二点目としては四万十川対策室設置の目的及び具体的な四万十川再生について、順次質問をさせていただきます。

まず一問目でございますけれども、町民から見た職員に対する姿勢や働きぶりなどの現状を、今年の議会報告会や意見交換会で厳しく指摘を受けた。執行部として現状をどう受け止めているのか、町長の所感を聞くというふうに通告をいたしております。

先ほど言いましたように、今年も春と秋の２回議会報告会と意見交換会、窪川・大正・十和、それぞれ３地区で、合計１８か所で行いました。今年も様々なご意見、提言がありました中で職員の勤務態度、あるいは町民に対する対応などについて非常に厳しい意見が残念ながらございました。私ども議員は日頃から職員の皆様方とは非常に接する機会が多いので、私個人としましては、以前よりは職員の方々の行政サービス等は随分改善されたかなというふうに感じてはおりますけれども、現実非常に厳しい様々な意見、変えてほしいということがありましたので、まずこういった町民からの厳しい意見に対しまして、町長としてどのような認識と考え方を持っているのかを、まずお伺いをいたします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議員さんおっしゃられるとおり、職員に対して様々なご意見があるということは十分承知もいたしております。地方自治法の第２条には地方公共団体の事務等について定められておりますけれども、その事務は何のために行うのか、当然ながら住民のため、住民主役ということを常に頭に置いていかなければならないと思っております。もちろん多くの職員は実務に関する知識のほか、接遇などについての研修も行っておりまして、自ら考え実行している職員が多いというふうに思っております。

現実、議員さんおっしゃられるとおり、以前から比べれば非常に職員の事務に対する態度、あるいは接遇、そういったものも改善をされたというふうにお褒めのお言葉もいただ

いておりますし、また、町内の民間の企業の方から、電話応対については非常に改善がされたということで、「自分の事務所も見習わんといかんよ」というような言葉をいただいたこともあります。また、窓口へ来られた町民の方からは非常に懇切丁寧なということでお褒めの手紙もいただいたこともございまして、町長としては非常にありがたいというふうに思っているところでございますが、反面議員さんご指摘のように厳しい意見をいただくこともございます。

職員の姿勢、あるいは働きぶりについて受ける多くの批判は、挨拶を始めとした接遇態度、あるいは基礎的なマナー、公務員として住民満足度を追究する心構えなどなど、基礎能力の欠如がその要因であるというふうに考えております。行政の仕事、特に役場の仕事というのは、当然法令等を順守し行いますので、個人個人に取りましてはその希望に添えない決定をせざるを得ないケースもございます。そういう場合には、懇切丁寧に、どうしてその決定に至ったのか、そういった説明責任、それも果たしていかなければなりません。そのことが十分でないために町民が不信感を持つということも考えられるわけでございます。一部の職員は一生懸命説明をしているのに分かってもらえない、どうしようもないというふうに考えるかもしれませんけれども、それでは公務員としてのプロ意識に欠けていると言わざるを得ないと思っております。そういった意味で言いますと、職員の意識はまだまだ十分であるというふうには自分自身思っておりません。業務上の知識あるいは政策を企画立案、実行する能力というものは、自治体としての成果を上げていくために、自治体のレベルを左右する職員の重要な能力というふうに思っております。

しかし、私といたしましても、やはり挨拶を始めとした基礎的なマナー、公務員として住民の満足度を追求する心構え、そういった基礎能力がまずは基本であろうというふうに考えております。そのことが全職員に浸透しているかといえ、まだまだ不十分というふうに思っておりますので、引き続き職員の意識改革、あるいは能力開発、そういったものにも取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 今の町長の答弁にもありましたけれども、私やあるいは同僚議員の中でも、やはりこの職員の基本的な部分ですよね。庁舎内に来客者がいた場合の、まず挨拶であるとか、そういったところがやはり一番、住民行政サービスですんでね、非常に大事な部分かなとは思いますが、なお、今後もいろんな場においてそういった研修はしていただきたいと思っております。

続いて、通告書には来年5月からの新本庁舎での職務遂行に当たり、町民の声に応えるためにも職員の意識改革を進める必要がある。これは本庁だけでなく、大正・十和も含めということで、どう意識改革を進めるのかと、町長の所感をお伺いしますというふうに通告をいたしました。

明日の同僚議員の中の一般質問でも、今後の県などへの研修とか派遣、人事交流という職員のレベルアップについての質問が、また明日あろうかと思しますので、その点は省きまして、まず意識改革の面だけ質問させていただきますけれども。

ご存じのように大正、ただいま耐震工事やっております。来年の新年度には新しい庁舎となりますし、十和地区は既に新しい総合支所が新しく業務しております。窪川地区待望といいますか、本庁舎が来年の5月の連休明けからいよいよ行政サービスが開始をいたします。

そういった中で、四万十町職員にとってもこれを一つの契機と捉えて新しい気持ち、これまで以上に公務員として公僕第一、町民のために尽くすと今町長がおっしゃったように、そういった意識を持って行政サービスに当たるべきではないかと思えます。つまり職員としては、住民サービスを提供するには、やはり一番基本的なことは町民目線の意識を全員が持ち職務に当たるべきではないかと思えます。自分が逆に来庁する町民であればどうかという、そういった町民の立場になったらどうなのかという意識もやはり共有していただきたいと思えます。昔からよく、幾ら立派な仏像をつくっても魂が入っていなければ何の意味もございませんというようなことをよく言われますけれども、三つの地域とも新しい立派な庁舎が完成した今こそ全職員が原点に返り、執行部を中心に公務員として町民が納得のいく仕事をしてもらいたい。立派な庁舎をつくった意味がそこにございますので、まず続きまして、町長の職員に対する今後の期待も含め、意識改革をどう進めていくのかをお伺いをいたします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 四万十町の人材育成基本方針を定めておりますけれども、その基本方針では町としての多くの課題、あるいは町民からの期待に応え、元気な町四万十町を実現するというところで、四つの目指すべき職員像を定めております。

第1に、常に町民の視点に立って行動することができる住民感覚を有する職員であること、そして、二点目には、町は一つの経営体であるという認識を持って効率的な組織運営を行うことができる経営感覚を持つ職員にならなければならない。第3に、時代の変化を

敏感に捉えて、前例踏襲ではないチャレンジ精神を持つと。そして、最後に、公務員として、また、一方では、先ほど議員さんがおっしゃられました地域に生きる1人の町民として、豊かな人間性を有する職員というふうに定めておるところでございますが、正直このことに関する職員の意識改革というものはまだまだ十分というふうには思っておりません。今後政策の企画立案、あるいは実行する上で、そういったものを踏まえて職員のレベルを上げていくということが非常に重要でありまして、職員は自らが政策の立案、あるいは執行の主体となる自治体を確立するという、本当の意味での意識改革が必要でございます。各種の研修等も取り入れながら進めていきたいと思っております。来年5月からは新しい庁舎での業務が始まってまいります。素晴らしい建物に負けることのないように、職員も新たな気持ちで、そして意識で住民の皆さんをお迎えすることができるように、職員の意識改革も含め、私も改めて先頭に立っていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 今町長のほうからは、職員に対しては四つの視点で全員が共有すべき点として町民目線、経営感覚、チャレンジ精神、人間性こういったものを言われました。やはりそういったものを、基本的なことを大事にして、これからの新しい、間もなく年度、庁舎での仕事が始まりますので、改めてそういったことを今町長が言われたように、全職員がそういう意識を持って、行政サービスに当たっていただきたいと思います。

それと、私どもも新庁舎建設に当たりましてはいろんなところへ視察に行きましたけれども、ご存じのようにJRという公共交通の東西をまたいだ庁舎、全国で初めてでございまして、もしこれ完成しますと、全国から行政関係者、あるいは議会からの視察も必ず来られると思います。そういったときにもやはり来られた方々が、建物も立派だけれども、挨拶もよくできるねとか、そういったやはり周りからも感心させられるような意識改革をこれからも持って、業務に頑張ってくださいことをお願いしまして、次の質問に移ります。

次は、四万十川対策室設置の目的及び具体的な再生ということで、まず通告をいたしました。町長、質問に入る前に何ですけれども、全然通告書に入ってませんけれども、簡単な質問で恐縮ですけども、県外から高知県に観光客が来られて、高知県の2大がっかり名所、どこかなというのはご存じでしょうかね。二つです。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 一つは、はりまや橋ということだと思いますが、もう一つは……、どこでしょうね。分かりません。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 四万十川というのが、県外客からのがっかり名所がはりまや橋と四万十川というふうに言われます。

そこで、お伺いしますけれども、私ども議会が今年の12月議会に執行部に対して、四万十川の再生と保全に関する要望書を提出させていただきました。この中にも、これは当時の委員長、今の副議長の思いがかなり入っている要望書なんですけれども、面白いこと書いてますね。文書には、平成12年3月12日のシンポジウムで、この中で、亡くなられました筑紫哲也さんが四万十川を「経歴詐欺」、それから俳優の近藤正臣さんは「昔ミス日本だった山本富士子さんを今見るようなもの」というふうに酷評されたというふうに要望書の中にも書いてございます。というぐらいやはり四万十川に対しては周りからは非常に、最後の清流と言われながらも厳しい目で見られております。

そういう中で議会として要望書の中に、「今こそ四万十川流域の住民が立ち上がり、全国へ発信するとともに、再生への道筋を付けることが重要であると。そして、子や孫に永遠の財産として引き継いでいかなければならない責務が私たちにはある」というふうに結び、五つの提言をいたしております。

まず、一点目が今回の私の質問の趣旨であります四万十川対策室の設置、二番目が近隣市町と連携体制の確立、三番目が流域住民連絡会議の設立、四番目が四万十川財団再編への取組、そして最後に五番目として将来構想として四万十川研究所の設立ということを提言をいたしました。

その中で、この四点目の四万十川財団の再編への取組は、これは県が本年度25年4月から、これまでは県の職員さんが派遣されておりましたけれども、一般公募の局長さんを採用し、県のほうも財団の在り方そのもの、これからの方向性を、今までとは違う方向へ行こうとしております。そういった中で今申し上げましたように、やはり財団でありますとか、提言にある近隣市町村との、あるいは住民連絡会議の設立、観光協会、これまでも行政のほうでは流域の市町村での四万十川に関する様々な取組、これはあったと思うんですけれども、こういったように四万十町だけでは四万十川の再生と保全は解決できませんので、そういった意味でいろんなところとの連携が絶対必要不可欠ですけれども、まず一問目といたしまして、将来的に四万十川研究所の設置に向けての取組になる四万十川対策室の今回の設置予定か、まずそのことをお伺いをいたします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議員さん、先ほどの高知県の二つのがっかり名所、私も四万十川ではないかなと思っておりましたが、一般的に聞く声では、都会の人から見れば、まだまだきれいな川ということで、四万十川の美しさに感動しましたという声も聞くわけですが、それも一つは社交的辞令も含まれているのかなというふうな思いもしたところでございます。

ご質問の四万十川対策室が将来的には研究所の設置に向かうのかということでございますが、これまで度々申し上げてきましたとおり、来年度四万十川対策室を設置をしたいというふうに考えておるところでございます。四万十川の中流域にあって、四万十町は産業あるいは観光面でも四万十川の恵みは非常に大きいところでございますが、清流という面では仁淀川に遅れを取ってというふうに感じておりますし、昔みたいなアユ踊り、そしてウナギ住む四万十川から比べれば随分変わってきたなという感じも実際私も痛烈に感じております。四万十町の名に恥じないためにも四万十川の再生に本腰を入れて取り組む必要があるというふうに考え、対策室を設置したいというふうに思っているところであります。

初めにその対策室の機能等については、これから詰めていかなければなりませんけれども、住民への啓発、あるいは流域市町との連携、また県との協働による再生に向けてのハード面の整備、そして自然林の復元、四万十高校の環境活動に対する支援、そういったものもあろうと思っております。

これから四万十川対策室の機能については内部でも議論も深めていく必要があろうと思っておりますが、他方研究所につきましては議員さんご指摘のように、四万十町だけではなかなかそういった研究所を立ち上げて四万十川の再生に向けて取り組んでいくということには限界がございます。流域全体、県も巻き込んでいかなければなりません。現在四万十川財団がありまして、その財団の在り方等についても、流域の5市町のトップ等でいろいろ議論も交わすことがございます。より強い機能を持たして、高知県の観光資源としての四万十川、それを守っていくリーダー、船頭としての機能を持つべきではないかというふうにも思っておりますし、またそういう考えも出てきております。

財団については、他方観光面とかそういったものも持っておりますけれども、私はやはりそういったものを切り離して四万十川の再生、それについての思いの下で当初四万十川財団というものが設立をされたわけですから、その基本的な考えに立ち返る必要があろうというふうにも思っております。

今、職員数も非常に少ないわけですが、職員の数も増やして機能を高め、四万十

川再生のためにより効果的な機関となるようにはならなければならないと思っております。それがひいては研究所的な役割を果たすかもしれませんが、愛知県豊田市の矢作川では企業、それから住民、そういったあらゆる機関を巻き込んでの研究所の活動ということもお伺いもいたしているところでございまして、将来的にはこの研究所という一つの目標を持って、流域の5市町がそこへ行行って研修なりを深めて、議論も深めた上で財団をそういったところへ向かわせるのか、あるいは研究所を立ち上げて、県、市町村、県、市、町、それから財団と研究所、そこらあたりが一体になってやっていくのか。これからの課題とさせていただきますかと思っておりますが、いずれにいたしましても四万十川の中流域にある四万十町がそういったものについては音頭を取っていかなければならないと思っておりますので、そのための四万十川対策室の機能も十分果たしていけるように考慮もしながら、その機能等についても考えていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 今町長のほうからも答弁がありましたけれども、やはり流域の5市町が連携して、いろんな方面との連携の上で取り組まないと再生、保全には結び付かないというふうに感じますので、四万十川財団がたまたま当町にありますので、財団とも十分話をされて、私はやはり四万十川研究所はつくっていただきたいと。同僚の議員も全員が考えているところでございまして、四万十町議会になってから、矢作川のほうには二度ほどお邪魔をいたしております。

昨年のこの町に対する要望書案をつくる前にも特別調査委員会が矢作川の研究所に行かれて、いろんなことを教えていただいて、こういった要望書をまとめたところでございますけれども、私も先日副議長のほうから研究所の、矢作川研究所の冊子をちょっとお借りいたしまして、目を通しましたけれども、その中に、最近一番取り組んでいるのが、やはりアユの遡上がどのくらいいるのか、それと漁獲量、それから産卵の状況、それでまた来年度の遡上の数を、かなり何点も観察点を置いて、かなり詳しい、専門家が入ったのをこれ、毎年やっております。そういったこともありまして、次にお伺いするのが、通告しておりますのが、四万十川の汚染の結果として、アユやウナギの漁獲量の減少を挙げる声が町内外から大きい、ピーク時と比べての漁獲量と経済的波及効果の損失額の比較を問うと通告いたしておりますので、数字、簡単に結構でございます。ピーク時の漁獲量のトン数ですね。それと、それを経済的に円に換算して、これぐらいの金額があったと。で、直近のデータで構いませんので、現在こういった状況だから減額分はこのぐらいあるという

ふうに、数字をまずお伺いをいたします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） ご質問は内水面漁業、つまり水産業関連でございますので、私のほうよりお答えさせていただきます。

四万十川上流淡水漁協に残っております資料をもとにお答えさせていただきたいと思えます。アユの分でございますが、昭和63年度から資料が残っておりました。これによりますと、淡水漁協のほうを受入れをしたアユの量、この量でございますが、最も多かったのは平成8年度の4,050kgとなっております。ただ、その当時も年度によってかなり漁が上下しておりますので、10年間の平均値で申し上げたいと思えます。

63年度から平成9年度、いわゆる平成初期に当たる分ですが、この10年平均が2,728kgとなっております。また、平成16年度から今年度まで、この10年間の受入量でございますが、1,362kgということになっておりまして、先ほどの平均量の差が1,366kg、つまり半分ぐらいになっております。

この減少量に現在の漁協の受入単価、3,500円でございます。これを掛けると損失額ということになりましょうが、掛けますと478万1,000円の減少ということの数字が出ております。

それに上流淡水漁協のほかに東部の淡水漁協もありますので、乱暴な計算かもしれませんが、これを2倍といたしますと、年間で1,000万円近い額が減少しているものと推測をされます。昭和のころはもっと量が多かったわけでありますので、先ほどの10年間の比較よりももうちょっと大きな差額になるものと思えます。

内水面漁協、水産業を預かる担当課長としては大変答えにくい答弁でございましたが、現実のものとして答弁させていただきました。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） これは淡水漁協のほうで把握している数値でありますけれども、これ以上に、特に最近目に見えて少なくなったかなというのがやはり友掛けをされてるいわゆる釣り客ですよね。これ、今年の夏は十和地区のほうでは例年よりは多かったかなというふうにお見掛けしますけれども、窪川地区、それから上流の大野見、もうここはほとんど釣り客を見ることができません。

だから、そういった釣り客が来ますと地元の民宿あたりに大体1週間ぐらい宿泊して、

東京のほう、あるいは大阪のほうから友掛けに来ておられた方が結構いたんですけれども、そちらのほうもかなり、経済的な波及効果といえは今のアユだけでなく、そういった面もありますんで、かなりの金額になるかなというふうに考えてはおりますけれども、そういったことも含めて後の質問をしていきたいと思います。

次に、三番目でございますけれども、四万十川再生を産業再生と捉え、期間を限定し、今言ったようなアユでありますとか、そういった数値を設定して取り組むべきではないかと考えると。所感をお伺いするというふうに通告いたしておりますので、やはり対策室としても、現在そういった数値というのは取ったところだけの、漁協の範囲内ですか、今ちょっとはつきり分からんかなという気はしますので、いろんなことも含めて、釣り客のこと、それから民宿の以前の泊まったお客さんと、現在の泊まったお客さん、そういった数値も出てくると思いますので。

だから、私は当座、こういったことは先ほどの矢作川のほうでは、研究所がこういったいわゆる漁獲量とか遡上量とかそういったものをデータを取っておりますので、それは当然やはりこの対策室のほうでもぜひともそういった、目に見えてアユが増えたな、川がきれいになったなということを多くの方々に知っていただく意味でもやはり数値を挙げて、5年でこのぐらいにアユの漁獲量を増やそう、それから10年後にはこのぐらいにしようとか、やはりそういった数値目標、中期的な掲げて私は対策室でやったほうが対策室としての、やはり町民から見て、ああ、つくって良かったなというまた評価が出ると思いますので、これが数値を挙げないといろんなことを、やるべきことがたくさんありますので、だから、私としてはそういった数値目標、これをぜひ設定してやっていただきたいと思いますけれども、この点いかがでしょう。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 四万十川のアユとかウナギにつきましては、本町の内水面漁業の大切な資源であるとともに、観光面につきましても先ほど申し上げましたような、漁獲量が減ることによりまして、入込客に影響が出ると言っても過言ではないと思います。特に議員さんおっしゃっておりますように、この窪川地域では四万十川でさおを出している風景がほとんど見られなくなったということで、私も大変残念に思っております。要因はいろいろあるかと思いますが、実際にもう漁獲量というものは減っておりますので、この事実をしっかりと見据えて、この大切な川を守っていかなければならないと考えてます。

現在第1次産業の振興でこの内水面漁業ということをやっておりますが、議員さんおっしゃいますとおり、数値をある程度据えて、目標値を据えて対策を取っていくというのはそのとおりであろうと思います。現在私が押さえております数字と言いますと、先ほど申し上げましたような上流淡水漁業の漁獲量、それ、多くとれた年は4,000とかいう数字があったわけですが、まず私なりに現在の担当として思いますのは、まずは平成初期の平均値に近い2,500ぐらいにはまずは回復させたいというふうに思っております。

そのあと、稚魚の放流量とか、それからまた遡上とかそういった数字も当然これに関わってまいりますので、そういった数字も検証もしながらこの漁獲量の推移、また販売高、そういったことも合わせて見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 課長ね、僕思うんですけれども、この四万十川対策室つくったときに、今は四万十町の管轄内には二つの淡水漁協がありますわね。窪川から上の上流淡水漁協と大正・十和地区。それから、その下流にはまた中村のほうがあって、上流には津野町、梶原でまた違う漁協があると。そういったことなんで、やはり源流域から下流域までの全ての漁協ですわね、四つあるんですけれども、そこらあたりとも連携してデータは取れると思うんですよね。だから、この町内だけの淡水漁協でなくて、全ての漁協からデータを聞けば、ピーク時と今の現在分かりますのでね、そこあたりも含めて数値、目標設定をしていただきたいと思います。

それでは次の質問に入りますけれども、その前に、実はこの通告をしてから、私の知人でありますけれども、30年以上もう友掛けをやっている方でして、今の四万十川どうぜよということを2時間か3時間ほどかけてお話を伺って、それを次の日にまとめて、こんなことでええかねと、議会でちょっと使わせてもらいたいけどということで、その方も、ああ、いいですよということで書いております。これをちょっと読み上げさせていただきますけれども、特別町長だけ、一部コピーしてありますんで、これを町長に手渡しをいたします。ほかの職員さんの方、聞きながら、所感をできれば町長のほうから、何かあればということで読まさせていただきます。

まず、この方は今でも毎年行ってます。「最近アユは減ったかよ」とまず聞きました。「いや、僕は減ってない」と。「えー、どうして」と聞いたら、「とれるところへ行きゆう」と。それで、「四万十川ではあんまり釣りをせん」、「どこへ行きゆう」言うたら「仁淀川」と。

こういう話で、もう例年どおり行ったら、その人は名人ですから、もうどこでもおるところへ行ったらとるから漁獲量は僕は減ってないという話から始まって、まず現状と問題点をこう語っていただきました。

川を見てきて以前と一番変わったところは河床が上がり大きな岩がなくなり、石が小さくなって平らになったと。そのためアユがいても掛からない状態、いわゆる砂、子、化、砂子化と。砂が小さくなるということですけれども、そういう状態に変わったと。一番最初にこの方が友掛けをしたところは50cm以上も既に河床が高くなっている。このため隠れる岩がなくて、アユの習性である縄張り争いを一切してないと。深いところに群れをなしており、友掛けには掛からず火振り漁で一網打尽となっている。この方がおっしゃるには、はっきりした数値ではどのぐらい河床が上がったかというのは分からんけれども、30年友掛けをしてきて、感じとしては家地川堰堤で毎秒100t、このぐらいの放水量の分が河床が上がったんじゃないかなというふうにおっしゃっておいりました。だから、かなりやはり全般的に河床が上がっているということが事実です。

次に、窪川地区はアユの遡上時期と代かきが気になると。基盤整備の結果、三面張りの影響で代かきのときに濁った水が川に直接流れ込んでいる。家地川のダムから上流は代かきの時期が窪川、松葉川、大野見と長期間続くため、濁った水を避けるためにアユは遡上し続けて梶原へ上がっており、最近では梶原にアユが多い。釣り客は自分も含め、その方も含め、6月15日の解禁日には解禁初期にアユが多くいるところのまず鑑札を買い、梶原に行っていると。これは四万十川ですけども、地元では釣ってないと。ご承知のようにアユは水がきれいで水量が多くある、えさがあるところに向かうのが性質であると。

窪川地区以外では、大正地区の問題として、本流域が濁ると梶原川へ遡上するが、下津井のダムの下にアユがたまり、中津川や芳川へも入る傾向があると。なぜ大正地区がちょっと問題があるかと言えば、その方の持論ですけども、大正町はご存じのように山の間伐の作業道、これが整備されているため、大雨が降ると真っ赤な水が川に流れ込んでいるのをその方はよく見掛けるといふふうにおっしゃっておいりました。

そして、梶原川ですけども、下津井ダムの上流に梶原のほうからやはり濁りが来ますけれども、この濁った水は津賀発電所へ流すから十和地区も濁りが多いと。このためその上流の大正と津賀の間の水がきれいな状況があるというふうにおっしゃっておいります。

それ以外では、四万十川の支流であります広見川、ここへもアユが遡上していないと、鬼北町、松野町も基盤整備がすごいため濁り水の原因になっており、釣り客がいないと。

そして、先ほど淡水漁協の話ですけれども、漁協間の連携の必要性ということで、下流域の四万十市と中流域、上流域とは文化や考えが全く違う。以前、落ちアユ漁を禁止した時期がありましたけれども、次の年は天然遡上のアユがすごい量があったと。しかし、その年の落ちアユ漁を解禁したため、次の年はまたアユが少なくなった。こういったため漁協同士の話し合いも絶対必要で、自分から見ると、その方から見れば友掛けの人の言い分、火振り漁の人の言い分、漁協の言い分が全くかみ合っていないために、ものすごく損をしている。1年しかできなかったそういった漁協の協定の見直しもぜひ必要ではないかというふうに書かれております。

そして、先ほど町長の答弁にもありましたように仁淀川との関係。四万十川と仁淀川ということで、今仁淀ブルーでブームになっている仁淀川は以前からもう既に釣り客が多く、最近自分も行っているが、そこで釣っている人に聞いても、全員が四万十川は非常に釣りやすい。それから、大きな1尺アユも釣れるので釣ってみたい川と言っているそうです。いまだにネームバリュー、ブランド力はやはり断トツで、こういった状況ですから、今こそアユが多くいる川に四万十川を再生しないと、今でも中身が仁淀川に負けているのに勝てるはずがないというご意見です。

それから、町民の意識として、これは全般になりますけれども、四万十町、四万十川全般のことで言えば、アユが少なくなっているため川に対する関心が薄くなり、川を汚しても関係がないと感じてる人が多くなっている。そういった多くの人の声の背景には、四万十川は一部の人だけの利益になっていると感じており、川に関心がなくなっているというふうに書いておられます。

そして、最後に再生への手だてということで、アユを増やすための手だてとしては、まず絶対砂利を取る必要がある。機能していない砂防ダムをどうするのか、これも県との話し合いが必要になる。四万十川ではあちこちに、谷から川に水が出るところにピラミッド型にすごい量の砂利がたまっているそうです。あちこちに存在しますけれども、一番すごいところが、びっくりしたのが、自分は見えてないんですけれども、十和地区の河内地区ですか。その左岸のほうですね。よく自分ははっきり分かりませんが、そこにやはりピラミッド型に出ているのが一番すごいなというふうにおっしゃってございました。

それから、手だての二番目として、やはり代かき。このことについて提言をいただいておりますけれども、この濁った代かきを一度ためるところがないので、濁った水が川に落ちるところに、逆に砂利を置いて、フィルター代わりに一度その砂利でろ過するのも一つ

の方法ではないかというふうにおっしゃってまして、濁った水を直接に川に出さない浅代かきですかね。そういった方法がありますけれども、それをどう普及をさせるか議論をしてほしいというふうにおっしゃっております。

まとめとして、釣りを楽しむ立場の自分の結論から言えば、個人の利益ではなく、四万十川でのアユ漁を楽しむ人に利益を与えるシステムが絶対必要で、自分としては1人でも多くの釣り人を呼べる川に再生してもらいたい。そのための絶対的不可欠な条件は、天然遡上のアユを増やすことである。また、年中四万十川に遊びに来てもらえる状況をつくってもらいたい。

最後に9年後に高速が開通したら四万十町には四万十川しか残らんとするので、今からも手だてをしてほしいということで結んでおりまして。その方がおっしゃるには、なぜ物部川がアユの天然遡上が増えたのか。なぜ仁淀川には夏に多くの釣り人、観光客が多いのか。いわゆる観光資源として機能している現場をぜひ一度見に行ってみてほしいということをおっしゃっておりまして、最後にやはり県との連携も必要であるかなというふうにおっしゃってまして、県との連携の重要性をおっしゃっております。

町長のほうには手元にそのコピーした分回しておりますけれども、何か感想がございましたら、一言お願いをできれば。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） この文書を見させていただいて、大まかなところでは私はこのとおりではないかなというふうに思っておりますが、ただ、砂利の問題は、私もちょうど、私の家の前が四万十川でありまして、そこは年々河床が下がっているように思います。以前はもう砂利でずっと埋め尽くされておったのが、今はもう砂利がないなって、ナメといいますか、それだけになって、それも真っ白にこう粉をまいたようなナメでして、やはり川の形がもう私たちと比べ、自分の時代から言えば十和地域では50cmから1mぐらい河床が下がっておるような感じがします。それは地域によって、それぞれ川の流れが違いますので一概には言えんと思いますが、そのほかは正にそのとおりではないかなというふうにも思っております。

愛媛県の関係、それと確かに十和で見れば、大正から津賀ダムの間は非常にきれいですが、津賀から下は非常に汚れてる。そこらあたりもはっきり分かります。いろいろ原因も複雑に絡まっておりますが、この方の言われるとおり、四万十町にはやはり四万十川しかないというふうに思っておりますので、こういったいろんな原因を一つ一つ検証もしなが

ら、元の四万十川に再生をしていく必要があろうと思っております。

仁淀川の流域の首長さんたちと話をすると、「四万十川が非常に最近汚れて、仁淀川がブルーということで全国的に注目を浴びちゅうに、ええね」いう話をしたら、いやいや、高瀬さん、仁淀川は昔から農地もないし、それから植林も進んでないと。そういったことがあって、天然林がかえって残ったので、そういうふうになっちゅうがじゃないかよと。四万十川は農地も豊か、それと戦後非常に植林も熱心にやってきた。そういったことが裏目に出ゆうがやないかというような話も聞いたことがありますけれども、いずれにいたしましてもこの方がおっしゃられておられるとおり、中身も完全に負けて、ネームバリューだけが四万十川に残っているというような状況が非常にさみしい思いがいたしますので、やはり四万十川流域に住む者としては、以前の四万十川の再生に総力を挙げて取り組んでいかなければならないなというふうにつくづく感じました。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 今、実は町長が下流域での、町長が住んでる十和地区の河床の問題。これはもっとひどいのが、やはりお伺いしたら中村地域。これは逆に河床が下がり過ぎて問題になっているというのも本人もご存じでした。

だから、下流域と中流域、上流域でやはりそういった川の流れ、あるいは川から、山から出る砂利の問題とかいろんな要素がたくさんあって、地域によって河床が上がったり下がったりと。だから、この方は窪川の方で、このかわいで釣てみると、やはり上流域は上がったかなと。そういうお話でした。

それでは、あと10分ほどですので、次に行きたいと思います。

次に四点目といたしまして、四万十川再生の課題の一つである東又川の問題点と課題解決にどう対処しようと考えているのか、養豚産業の育成と東又川再生に対する考えをお伺いするというふうに通告いたしております。

先ほど吉見川については、12番議員からも質問がございました。

そういった中でこの東又川上流で一つの産業、地域産業、養豚としての産業がございすけれども、ここでの生産される四万十ポーク、いわゆる米豚ですけれども、これはもう今や高知県では豚肉としてはブランド化されているかなというふうに感じております。

それで、今後この需要がますます私は増えるんじゃないか。いわゆる経営規模を大きくしないと対処できませんので、そこでこのままで果たしていいのかなという意味で産業育成と再生に対する考えを、まずお伺いをいたしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 東又川の問題点ということで、問題点として自分のほうで考えられるところをちょっと述べたいと思います。

東又川につきましては、河川の勾配が非常に緩やかでございます。それから、取水堰がたくさんございます。そういったことから増水したときも流速が出ないといったことで、養豚のふんに混じるSS成分、汚泥といいますか、そういったものとか、田んぼの泥とかそういったものは河床に残って非常に見た目、泥が堆積したような形で汚く見えます。

それから、もう一点は、やはり浄化槽等を入れて畜産農家は非常に努力もされているところですが、やはり茶褐色の色素といったものは高度処理をしないと取れません。今のところそういった高度処理の施設が入っておりませんので、そういった水の色と、それから泥といった、また、流れが非常に少ないということで、川の状態は非常に汚く見えているというのが現状やと思います。

水質については、数字を挙げると非常に事細かになるわけですがけれども、東又川の、東又川と大井川の合流にある奈路橋ですかね。奈路橋、それから本流手前にあります根々崎橋、こういったところで県のほうが水質調査を行ってます。BODで申しますと、その6回の平均が0.6mg/lと、それから本流のほうで見ますと、やはり本流のほうはきれいで、丸山小学校の近くの鍛冶屋瀬橋は0.6、それから家地川の堰堤が0.8、それから大正流量観測所が0.6、それから昭和大橋が0.6と、全て1以下できれいな水と言えると思います。ただ、最下流の下田については1.5ということで、下流のほうは非常に高い数値になっております。東又川と本流との比較をしますと、やはりやや高いということとは言えると思います。

それから、もう一点、畜産の影響ということで考えますと、窒素成分。畜産は非常に窒素が出ますので、そういったことから見ますと、本流と東又川の比較をしますと、やはり3倍とか4倍の、濃度が高い状態で東又川にはそういったところがあるということとも言えると思います。ただ、これにつきましては畜産の排水基準の範囲内で当然ありますし、全く何ら問題のある数字ではないわけですが、ただ、川を見たときに、先ほど冒頭に申しましたように、川の状況というのはきれいだというふうには10人が10人思わない状況ではないかなと、これが一番の問題点ではないかなというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 課長のほうから数値で説明していただきましたが、本流よりはや

※65ページに訂正あり

はり汚いかなと、これはもう致し方ないところでありますけれども。

そこで先ほども質問しましたけれども、やはりこれからの養豚産業をどうするかというのも、これは非常に大事な産業ですので、やはり執行部の方々にも考えていただきたいのは、今課長答弁にもありました。私も議員全員で2年ほど前ですか、養豚場のほうへも見に行って、実情は知っております。本当に養豚業者の方々何千万単位で浄化槽を新たにしたり、できることはもう業者さんはいっぱいやっております。

しかし、この、米豚、これから需要が減ることはまずないと。非常に味もおいしいですし、これから増える可能性がありますのでね。そういった場合に、一つの産業ですから、やはり町としては増やす方向に推し進めるべきであるけれども、環境への配慮をどうするかということで、ここでちょっとお話しさせていただきたいのは、以前合併して直後、1年ぐらいしてですかね、だから、7年ぐらい前。あそこにおられます大正総合支所の下藤支所長と津末君なんかと我々議員、それから民間の方含めて、そのときはまきボイラーとバイオマスを見学に岡山、島根県、こちらのほうに視察に行ったときに、島根県のほうですごい養豚場があって、それを説明受けました。本当にハエ1匹飛んでない。もう匂いも何もない。循環型の養豚がきれいにできております。ただし、これにはやはりお金が掛かります。国の補助金を利用して大きなコンポストですかね、あれは何億円も掛かりますけれども、それを2基ほど設置して堆肥にして循環をしているというところも見ました。

以前議長がよく言われる千葉のほうでも、いわゆるバイオマスで養豚をやっているところも見てきました。そこは、社長が「3匹はハエはおらん」と言いよりましたけど、1匹だけおりました。それだけ環境に優しいバイオマスを使った養豚というのは、金を出せばできます。だから、一つ、このことだけやはり執行部の皆さん頭に置いて、やはり養豚産業をやるには今現状は筒いっぱい業者の方は頑張っておられますので、こういうバイオマス、方法はあるから、やはり予算を付ければきれいな、水が出ないんです。養豚のところから水が出ないシステム。ただし、親豚のほうは水が出ます。子豚の5,000頭おっても1滴も水が出ない。しかし、親豚を育てるために、そこだけが水が出るんです。その排水処理をやってます。四万十川方式でやってまして、十分ではなかったかなというふうに思いますけれども、そういった水の浄化さえきちんとやれば、そちらのほうも解決はできます。そういった意味でやはり町長も言われた循環型社会のバイオマス、これを最大限利用すれば解決方法はあると思いますので、やはり今後の産業振興のためにも考えていただきたいということをお願いします。

最後に、もう時間が1分ほどですので答弁はいただきませんが、通告は合成洗剤の追放をどうですかと。これは町民の方々から以前から、特に十和地区の方々からは合成洗剤をもうやめようやというようなことで、今回の意見交換会でも要望が議会に出ました。合成洗剤追放を議会でも真剣に議論してほしいということが提案されておりますので、やはり合成洗剤は界面活性剤が入っておりますので、一度出たら油は水に戻りません。だから、別の手だてを、これもやはり大事な私は取組だと思っておりますので、議会のほうも引き続き、この合成洗剤の取扱については議論をしてまいりますので、ぜひ執行部のほうもそういった住民の方々と、特に十和地域で一生懸命やっておられますので、十和総合支所の支所長にもこういった住民の声を酌んでいただきまして、一步でも前に環境保全のために、四万十川再生のため前進するようにお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） これで15番下元昇君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後3時10分 休憩

午後3時21分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山脇課長から答弁における発言について、会議規則第64条の規定により訂正したい旨の申し出がありました。

これを許可することに決定しました。

なお、説明を求めます。

環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 先ほど15番議員さんの一般質問に対しまして、ちょっと数字が間違っておりましたので、訂正させていただきたいと思います。奈路橋と根々崎橋、このBODの値ですが、私、0.6と言いましたが、0.9が正解でございますので、訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） これで訂正の報告を終わります。

7番山上利嗣君の一般質問を許可します。

山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） 議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせ

ていただきます。

今日は、私、今度何人かの議員が質問しましたがけれども、現在の高瀬町長が第2期目へ挑戦をすると、その意欲を聞きまして、具体的にちょっと政策をお聞きしたいと、そういうことで質問をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず一般質問に先立ちまして、町長に二点ほどお聞きをしたいと思います。

一点目は町長の日頃の発言の中で、人口減少に歯止めが掛からないことが大きな悩みであると。そして、もう一点は、今までの庁舎建設費を含む大きな投資事業等で予算内容が膨れ上がってきたと。交付税の大幅縮小を含め、28年度からの財政運営が厳しくなってくると。この二点については新町への取組に対する産みの苦しみだと私は理解をいたしますけれども、この二点について、まず町長としてこれの解決策があれば、ぜひともお聞きをいたしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） はっきり申し上げますと解決策というのは非常に難しい課題でございますけれども、常々私ずっと申し上げておりますとおり、この人口減少については歯止めが掛からないというのが実態でございます。

しかし、人口減少時代に日本の国全体が突入したと言われておりますように、国あるいは県全体を見てもその傾向にあるわけでございますが、四万十町のみならず全国的にこの人口減少、特に過疎地等についてはそういった傾向がますます加速化をしていくであろうというふうにも思っております。そのような中で人口の増加というのは非常に難しいと思っております。いかに人口減少を緩やかなスピードに持っていくのか。そこが重要なところであろうというふうに思っております。現在の人口を維持していく、それが肝要であろうと思っております。

端的に申し上げますれば、8番議員さんの今朝の質問にもお答えもいたしましたけれども、子どもが生まれ、そしてこの地で育ち、学校に通って、家庭を持って子どもを育てていく、そういった次の世代にいかに人口をつくっていくかということと、もう一つは社会的増として、田舎で生活してみたいという人々をいかに呼び込んでくるのか。そして、もう一つ、高齢者が元気で長生きする。その三つが人口減少を食い止める大きな柱ではないかなというふうにも思っているところでございます。住みやすい町、そして住んでみたいという町にしていくことが大切ではないかと思っているところであります。

今後の財政につきましては、合併時に計画をいたしました大型プロジェクト、庁舎、し

尿処理施設、そして消防庁舎、またケーブルテレビ等については、ほとんど完了をするわけですが、これからは新たな防災面でのハードの整備を全町域で進める必要がございます。このハード面、防災のハード面について非常にお金が掛かるわけですが、町民の命を守ることが行政の最大の責務でございますので、それについては今後とも予算を付けていくことについて、ちゅうちょをしてはいけないというふうに思っております。現在は幸いにも健全財政を維持しているわけですが、合併による特例措置が見直されます平成28年度からは非常に厳しい冬の時代を迎えることになってまいりますので、これまでの事業についても費用対効果を十分検証し、また見直すものは見直して、真に必要な施策に重点を絞っていくことなども考えていく必要があろうと思っております。いずれにいたしましても、これからは攻めの行政と、そして守りの行政、そのバランスをいかに取っていくか。これが重要な課題になってこようというふうに思っているところであります。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） 先に町長に抱負も一緒に言っておられましたけど、抱負はもう一回聞いていいですかね。それでは、再度聞きたいと思います。この2期目の四万十町に手を挙げる、挑戦をする町長の抱負をまずお聞きいたします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） これまで自分がこの四万十町でしかできないまちづくりということについて、一生懸命努力もしてきたところでございますが、ようやくここ1、2年、1年ぐらいで動き出してきたかなという感がいたしております。

雇用につきましても明るい展望が開けてまいりましたし、また、滞在型観光についてもホテルの建設の動き等々、また、地域や世代を越えた若者の連帯感というものも生まれてきております。ようやく全国に誇る四万十町に向けてスタートしたと思っておりますが、しかし、その行方についてはまだまだ不透明さもございます。不安定でもありますし、その動き出したまちづくりに向けて、それをスタートさせた責任者として、これからの方向性に責任を取らなければならないというふうに考えているところでございます。

また、次の世代を育てる4年間ともなるわけですが、そういった方向性も考えながら、そのために頑張りたいということで、ぜひ次の4年間頑張らさせていただきたいという思いの下で、出馬の決意を固めたところであります。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） 各項目についてはお聞きをしておりますけれども、一点一点、ちょっと細かいことについてお聞きをしたいと思います。

まず四万十町が全国に誇る豊富な農林水産資源につき付加価値を付ける企業づくりと、そこから生まれる雇用の確保、企業の誘致に取り組みますとあります。現在、この件で町内の実践農大でのハウス事業の導入が内定というか、決定されたと聞きますけれども、この事業によりどの程度の雇用が地元生まれるのか、また、どのような地元雇用の条件なのか、またそれに関連して、また詳しくお聞かせを願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） お答えを申し上げます。

現在高知県におきましては、県立実践農業大学校の県有地を利用いたしまして、次世代施設園芸団地と担い手育成センターを新たに創設するよう取り組んでいるところでございまして、議員さんご質問のハウス事業は次世代施設園芸団地になろうかと思っておりますのでその内容についてご説明のほうを差し上げたいというふうに思います。

この次世代施設園芸団地につきましては、国が平成26年度からの新規事業として次世代施設園芸団地導入加速化支援事業を新たに創設し、先進技術と販売力を融合させ、生産から調整出荷を一環して行うとともに、地域資源を活用したエネルギーの供給を行う次世代施設園芸拠点の整備を行おうとする内容となっております。

条件的なところで言えば、地産地消エネルギーの活用、高度な環境制御技術により周年計画生産を実施、出荷センターを併設することによって調整出荷を効率化すると。それから、四番目としまして、コスト削減と地域雇用の創出を実現することとされておまして、現在高知県では参入事業者の公募を行っておりまして、国の事業採択に向けて細部の調整を行っているところでございまして、聞くところによりますと、1月中旬ごろには事業が決定されるのではないかというふうに聞いておるところでございします。

施設の内容でございしますが、高軒高、軒高の高いハウス1.5haを3棟建てまして、出荷センター、育苗供給センターをつくるという計画でございまして、事業採択になれば、26年度に造成工事、27年度にハウス等の施設整備を行い、28年の4月から本格稼働に持ち込みたいという計画でございまして、採択には来年の1月中旬ごろというようなことになっておりまして、県のほうはかなりの自信を持っておりまして、そのために事業参入者の公募も始めたところでございします。

どの程度の雇用が生まれるかのご質問でございしますが、同様の施設を2.7ha経営

しております県内の企業によりますと、通常４５人の雇用でピーク時には５５名の雇用ということでございます。四万十町でつくろうとしているハウスは４．５ｈａでございますので、単純計算をしますと７５名となりますが、最新の技術を取り入れコスト削減等も図るハウスでございますので、今の見込みとしては最低でも５０名以上の周年雇用が見込まれるものというふうに思っております。

雇用の対象ですが、当然ある一定の技術者なりはよそから来ないと最初のうちは無理かもしれませんが、そのほかの人については当然地域雇用を最優先に進めていただくように、町としても働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○７番（山上利嗣君） どうもありがとうございました。

まだまだ具体的にはもうちょっと先のようにございますけれども、何とか実現しましたら、地元雇用のほうも精いっぱい対応してもらいたいと、地元の議員としての希望でございます。

それでは、次にまいります。

岩本寺や海洋堂ホビー館、町内の三つの道の駅を連携した拠点連携型観光や、山・川・海を生かした体験型観光や滞在型観光、大学や教育機関と連携した観光などの観光産業の開発に取り組みますとあります。大変興味深い件でございますけれども、特に私はこの観光産業というのがどの範囲内に広がるのか、これがちょっとつかみにくいと思いますが、もう少し詳しく観光産業についてご質問をしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後３時３６分 休憩

午後３時３７分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それで、観光産業についてお答えをさせていただきたいと思います。

高速道路が延伸をしてくまして、四万十町への流入人口も飛躍的に伸びております。

道の駅のほうも活気を呈しておりますし、また、海洋堂のホビー館も２０万人を突破したということでございまして、その高速がこれから西へ延びるのが１０年先といわれてお

りますけれども、それまでに四万十町の観光グレードを上げまして、わざわざ行きたい四万十町、そういった町にならなければならないと思っております。

滞在型観光という面で見れば、念願でありましたホテルの建設も、町の中心部へ建設をされようとしておりますし、また拠点連携型観光では温泉、それからホビー館、岩本寺、沈下橋、川舟下り、そういった観光ポイントを周遊する観光パックというものも創設をされまして、人の流れも一定できつつあるのではないかなというふうにも思っております。

平成25年度の予算も計上いたしておりますけれども、道の駅の整備、これらも進んでおりますし、食の魅力を生かしたどんぶり街道の取組、あるいは商工会のほうでも民泊施設の整備も検討もされているなど、四万十町の自然と食をゆっくり味わっていただいて、体感する観光産業の下地はできつつあるというふうにも思っております。

これから、現庁舎、この跡地を利用いたしまして、岩本寺、都築邸というふうな一つの流れも考えていかなければなりませんし、また興津・志和地区、そういった海岸部にも素晴らしい観光支援がございます。正に、山・川・海の豊かな自然と食材、そして人情を丸ごと観光資源として生かしていく取組をこれから加速化をしていかなければならないというふうにも考えておるところでございます。ということでよろしいですかね。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） この観光産業というのは大体分かりました。しかし、具体的にこの町内にはどれぐらいのそういう産業ができるというふうに想像できますか。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それを金額に換算をして幾らになるか。あるいはそれでどの程度の雇用が見込まれるのか、そういった部分については、これからまだ検証をしなければならないというふうにも思っているところございまして、一つの例を挙げれば、海洋堂のホビー館が20万人を達成したということですけれども、その波及効果が町内にどれだけあるのか、それについても今商工会、観光協会等を中心にして、一定検証もしていただいているというふうには思っておりますが、具体的な数値についてはこれからということになってまいります。

しかし、雇用という面で見れば、この観光産業を育成することによって100人から150人、そういった人数は雇用が確保できるのではないかなというふうに、単純計算ですけれども思っているところであります。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君）　ありがとうございました。

それでは、次に行きます。

全国でも数少ない四万十高校の環境コースの充実、海洋堂と連携した造形コースの設置など、四万十町にしかない教育への取組を進め、二つの地元高校の活性化と、また、そこから生まれる地域の活性化に取り組みますというふうにあります。この四万十町にしかない教育の取組というのと、それからもう一つは二つの地元高校の活性化と、そこから生まれる地域の活性化とはと書いておりますが、その点をもう少し詳しく説明してくれませんか。

○議長（宮地章一君）　町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君）　四万十高校、そして窪川高校の二つの高校の活性化策、そこから生まれる地域の活性化策ということであろうと思いますけれども、町内の児童・生徒、子どもの数が減少をしておりますして、両高校とも入学者の確保が非常に難しくなってきたつあります。しかし、県下一広い面積を有する四万十町にとってはどうしてもこの二つの高校の存続というものは、私は守らなければならないというふうに思っております。

だとすれば、どうするか。非常に難しい課題でありますけれども、それぞれの高校がいかに魅力を持って、そこへ行ってみようと思える環境づくりが重要になってくるわけでございますして、そのためにも四万十町でしかできない取組を進めていく必要があろう。前面に出していかなければならないのではないかなと思っております。

四万十高校の環境コースの取組はその一つではございますけれども、いま一つ、外へ向けての発信力といいますか、PR、そういったものが非常に弱いというふうに自分は考えております。

現在、町も通学費の補助制度の創設など支援策も講じているところでありますけれども、二つの高校が存続する活性化策というものが非常に難しい課題ではあります。地元の子どもが地元の高校に進学をして、地元の後継者として育ち、次の時代を担っていくということが町としては理想でありまして、そのことが最終的には町の活性化策につながっていくというふうに思っているわけでございます。魅力ある学校づくりという面では高校関係者、あるいは県の教育委員会、町の教育委員会、また、町が一体となって取り組んでいかなければならない大きな課題であろうと思っております。

○議長（宮地章一君）　山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君）　どうもありがとうございました。

ちょっと小さいことでございますけれども、この地元高校の二つを一緒にできるという何か保障とか、こういうものがあるからできるんだという何かそんなものが、具体的なものがございませぬ。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） この二つの高校の件につきましては、先ほども申しましたように、非常に町の面積の広い四万十町ではなかなか十和地域・大正地域から窪川高校へ通学することについても困難性がありますので、私はどうしても西部の地域にも高校が必要であろうと、子どもたちのためにもそういった策が必要であろうというふうには思っているところでございますが、ただ、このまま手をこまねいていてもなかなか二つの高校の存続ということが難しい局面になるという感もいたしますので、これから、これは県の教育委員会のほうで十分考えてもらわなければなりませんけれども、それぞれの高校の持つておる役割分担、それぞれの高校の持っている機能というものも、役割を分担して存続を図っていく必要もあるのではないかなという気もするところであります。

いろいろ自分としては思いもございませぬけれども、そのことについては少し、まだまだ控えさせていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） どうもありがとうございました。難しい質問をすみませんでした。

では、続けて質問をさせていただきます。

一点目は海洋堂との連携による造形コースの設置、これは高校に設置という意味だと思っておりますけれども、これは将来ともにどのような効果をもたらすのか。町長のお考えでよろしいですが、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） これまで四万十高校の存続を考えた場合に、やはりこの四万十町でしかない海洋堂ホビー館というものもございませぬ。

フィギュアという世界については、オタクの文化というふうにもいわれておりますけれども、全国的には非常に若い方々が関心を持っている分野でございまして、この日本の国自体もクールジャパンということで、こういったフィギュアなり若者の文化をどんどん世界に発信をしていこうとする動きも加速化もいたしております。そういうところから見れば、このフィギュアの分野でも人材の確保というものが将来的には必ず必要になってこよ

うと思っておりますので、全国で見れば、この造形科というものが工業高校には当然あるわけですが、海洋堂と連携をした造形科というものは全国にもここでしかできないわけでありまして、そういった特性を生かした取組ができるとすれば、また違った意味でその高校に魅力を持たせたものとして、全国に発信ができるのではないかなというふうにも思っております。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） それともう一点、ちょっと質問の筋違いかも分かりませんが、造形コースというのは、この窪川高校に設置の考えになるのか、それとも四万十高校に設置のお考えなのか、将来構想をお聞かせください。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） まだそこまで具体的には至っておりません。これからの大きな課題というふうに自分では捉えておりますけれども、一つのこれまでの流れからすれば、四万十高校と海洋堂とのつながりは非常に強いわけですから、四万十高校ということになろうと思っておりますけれども、先ほども申しましたように、その実現に至るまでにはハードルも多いわけございまして、今のところまだそういった段階ではないというふうに思っております。とにかく造形科をどういった考え方で、どのような形で進めていくのか、これからの大きな課題でございます。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） ぜひとも町長の素晴らしい、大きいといいますか、この夢が実現をして、窪川高校でもこれができるよ、四万十高校でもこれができるよというふうな、本当に選択のできる素晴らしい高校にしてもらいたいと、このようにお願いをします。

それから、続きまして行きます。

次に、町名にふさわしい四万十川の再生に取り組みますとあります。大変にきれいな町の名前になると思いますが、この四万十川の再生に取り組む、町長の思う四万十川の再生実現にはどの時期までを目標としているのか。いつ何年先まできれいにしたら自分のイメージするきれいな四万十川になるのか、その辺も含めてよね、この四万十川の再生をどのようにイメージしているのか、その点について具体的にお聞きをします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） この四万十川の再生という問題につきましては、先ほど15番議員さんのご質問にも担当課、あるいは私のほうからも思いを述べさせていただいたところ

でございますけれども、この四万十川の再生の実現の時期というものについては、非常にそれを特定することは難しいと思っております。

生活環境の改善、あるいは森林の再生等もございまして、急速にできるものではないというふうには考えておりますけれども、今の生活環境、あるいは森林の荒廃が原因とすれば、それをつくり出した私たち大人たちの手で四万十川を再生して、今の子どもたちに私たち大人が子どものころ慣れ親しんできたあの美しい四万十川を残していくような責任があるというふうに思っておりますので、自分たちの時代の中では元の美しい四万十川に再生をする必要があるのではないかなというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） 最近四万十川のランクがかなり下がったというふうに報道で言われますので、私は悔しゅうございますので、どうか町長、この四万十川のきれいなイメージというのはぜひとも早い期限に実現をしてもらいたいと思います。

それから、次に一人暮らしや高齢者の生活支援のため、医療費などの軽減負担、町独自の支援策に取り組むとともに、生活道の整備や高齢者の買い物支援などの一軒家対策に取り組みますとあります。それは大変私はいいいことだと思いますけれども、一つ課題があると思いますが、具体的には一人暮らしの高齢者の生活支援や高齢者の医療費負担の軽減、生活道の整備、高齢者の買い物支援等の一軒家対策に取り組む、取り組んだと思いますが、現在この事業は始めて若干年数がたっておりますけれども、現在どの程度進んでいるのか、これについてまず詳しくお聞きをします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 私が公約としてまいりました高齢者の生活支援につきましては、肺炎予防のための医療費の支援、あるいは在宅を支援する生活道などの生活環境整備のための町単独の一軒家対策なども講じてきたところでございます。この一軒家対策等についても非常に多くの高齢者の方に利用をいただいております、さらに制度の拡充を望む声もお聞きもいたしております。

広い町内のあちこちで生活をしておられる高齢者の生活支援については、今後も継続もしていかなければなりませんし、また、買い物難民といわれておりますけれども、そういった買い物や通院のためのコミュニティバスの拡充も必要になってきます。それについても現在拡充について検討中でありまして、窪川地域において実施をしているところでございますが、この一軒家対策の財源につきましては町単独事業でありまして、全部が今のと

ころ町負担というふうになっておりまして、しかし、生活環境を整備して、少しでも在宅での生活を長く続けていただける、あるいは在宅でその人の一生を終えるということ。これから在宅福祉に重点的に取り組む必要があると思っておりますが、在宅福祉が充実するとすれば当然施設介護等、あるいは社会的入院をしなければならない人の数が減ってまいりますので、そういった施設介護、それから社会的入院の方々に対する医療費、あるいは介護保険料、そういったものがその分下がってまいります。

ですから、在宅福祉を進めることによって、そういった施設介護、それから社会的入院の治療費、それが下がってきますので、高齢者の在宅の生活支援を行うことによって一概に財源が膨らむというふうには思っておりません。やり方によってはかえって町の財政負担を少なくするということにもつながってまいりますので、これからは町の方針として、そういった在宅福祉に目を向けて、それに対する生活環境の整備、あるいは在宅福祉サービスの充実、そういったものも行う時代に来ているというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） 先にだいぶ言われましたので、質問する分がちょっと少なくなりますけれども、この事業は全て税負担になっていく、一般財源の費用手当になると思うんですけれども、今町長の言われるこれをやることによって逆に財政面が楽になると、こういうふうなことをお聞きしますと、これについて詳しく質問ができなくなりますけれども、それでよろしいですかね。もうそんなに財源を組まんでも、年のいった人の、高齢者福祉にはあくまでこうやってやる。こうやってやればやるほど財源も手当てができやすくなると、そういう解釈でいいですかね。それでいいですか。それなら、それでこの点は終わりたいと思います。

若干難しくなりますけれども、本庁舎のことが、総合支所等の改革について、この間ちょっとお話を伺いました。私のメモ違いかも知れませんが、間違っていたら注意してください。

本庁舎の課の統廃合について。案としては管財契約課は廃止する。国土調査は建設課に持っていく。契約事務、財産管理については税務課へ移管をする。そして、急がれる南海地震対策を中心に対応するために、防災・減災を強化するため危機管理室を設置する。さらに町民課と環境課を統合し、四万十川対策室を設置し、そして幼稚園・保育園との一元化を図るため、保育所事務に関しては教育委員会に移管する等、庁舎の完成後、基本改革がもう待ったなしであると思っておりますけれども、この課の移動とか何か、この解釈でいいで

すかね。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 本庁舎の課の統廃合については議員さんおっしゃられたとおりですが、一つ契約事務、財産管理については議員さん税務課とおっしゃいましたが総務課でございますので……。

（「ちょっと待てよ」と呼ぶ者あり）

契約事務と財産管理につきましては、総務課でございますので、先ほど確か税務課と言ったような気がしますので、そこだけちょっと訂正をお願いしたいと思います。

（7番山上利嗣君「控えでは総務課になってます。何か間違えたんですね。それではこの統廃合について……」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） 統廃合について二つ質問をさせていただきます。

最初の一点目は、この改革によりまして、役場機能のスピード化がどの程度図れるのか、まずお聞きをします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 来年4月に課の統廃合といいますか、機構改革を行いたいと思っておりますが、先ほど議員さんおっしゃられたとおりの内容で行きたいというふうにも思っております。

その目指すものにつきましては、複数課にまたがっていました事業の効率化と、そして職員数も年々減少もいたしております。そういったことも考慮して、庁舎移転を機に機構改革を行おうとするものでございますが、町民の皆さんの役場の利用についてはほとんど影響がないというふうに思っておりますし、また、影響は避けなければならないというふうにも思っております。事務の効率という面から見れば、課が少なくなり分かりやすさは出てこようかと思っておりますが、ただ、防災の面から見れば、防災業務全般を危機管理課に統合しますし、また、四万十川再生に向けては四万十川対策室に業務が一元化をされることになりますので、そういった面ではより迅速な対応ができるものというふうに期待もいたしているところであります。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） ありがとうございます。

じゃ、この件に関してはもう一点の質問でございますけれども、5、6年後といいます

か、先にはかなり人も減り、特に管理職不足が予想されております。この改革によりまして管理職の今後の確保は十分できるのか、分かっているならば具体的にお聞きをします。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 5、6年先には管理職不足が予想されるがということでございますが、実際には28年度末に現在の管理職で言えば、7名が定年退職ということになります。

それで、今回の組織機構の改革につきましては第一段階というふうに捉えておりまして、上下水道課も建設課のほうにというようなお話もございましたが、上下水道課については28年度末を持って公営企業会計に移行するというような、上下水道課じゃなく簡易水道も公営企業会計のほうに移行するというので今準備をしておりますので、それらを含めて今回の機構改革を見ながら、28年、29年には対応できるように組織機構の見直しもやっていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） どうもありがとうございました。

一般質問は私これで終わります。新庁舎の完成が新しい四万十町に向かって、町長の公約どおり公平な町政運営を期待し、さらに今後の町長のご健闘を祈念いたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） これで7番山上利嗣君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後4時4分 散会